

## 第3編 風水害等編

風水害等編は、台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害、大規模火災、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、道路事故災害、航空機事故災害及び海上災害等に対する予防計画、応急対策計画及び復旧・復興計画である。

## 第1章 災害予防計画（風水害等編）

風水害等災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するために、治山治水事業等による県土の保全、防災に関する教育訓練の実施、災害用食料・物資資材の備蓄、気象・水防・消防・救助救急施設の整備、火災予防及びその他災害への予防対策について定め、その実施を図るものとする。

### 第1節 治水計画

#### 1 危険区域

河川（水路）及び海岸の危険箇所を資料編に示す。

#### 資料4-2 重要水防区域内で危険と予想される区域（河川）

#### 2 河川改修等の推進

市は、県への河川改修の要望や建築物の新築、改築等に際し、地盤面のかさ上げを推進する等、長期的視点からその解消策を検討するとともに、道路暗渠等については都市化による河川への雨水の集中的流入を考慮し、河川の流量能力を著しく損なうことがないよう対処する。

#### 3 水防法に基づく洪水対策

市は、地域における水害に対する防止力の向上や迅速かつ円滑な避難を確保し、被害の軽減を図るため、水防法に基づき避難体制の整備など必要な措置を講ずる。

##### (1) 市の役割

ア 市は、浸水想定区域の指定があったときは、市防災計画において少なくとも当該浸水想定区域ごとに避難判断水位到達情報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。また、浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者等利用施設」という。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため必要があると認められる事項がある場合には、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称又は所在地を定めたこれらの施設について、市は市防災計画に当該施設の所有者又は管理者及び自主水防組織の構成員に対する避難判断水位到達情報等の伝達方法を定めるものとする。

イ 市は、市防災計画において定められた避難判断水位到達情報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、浸水想定区域内の地下街等及び要配慮者等利用施設の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。

## (2) 主な対策

## ア 浸水ハザードマップ等の作成・周知

市は、浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防水マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

## イ 避難体制の整備

市は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等の伝達において、市及び市消防本部・消防団の広報車、市防災行政無線、電話、インターネット等多様な情報伝達手段を活用するとともに、報道機関による情報提供をし、当該区域住民の安全確保を図るものとする。

また、区域内の高齢者等、要配慮者が利用する福祉施設等に対しても、同様の手段により避難情報の伝達・周知を行い、迅速かつ安全に避難できるよう徹底を図るものとする。

## 第2節 土砂災害予防計画

土砂災害から市民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において、一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図ることを目的としている。

### 1 危険箇所

危険箇所を、資料編に示す。

**資料4-3 急傾斜地崩壊危険箇所・土砂災害警戒区域**

**資料4-4 土石流危険渓流・土砂災害警戒区域**

**資料4-5 地すべりによる危険が予想される箇所・土砂災害警戒区域**

### 2 土砂災害の項目

#### (1) 地すべり危険箇所

地すべりを起こしている、あるいは起こすおそれのある区域で、人家、河川、道路、官公署等に大きな損害を与えるおそれのある箇所を「地すべり危険箇所」としている。なお、市内には4箇所ある。

#### (2) 地すべり防止区域

地すべり防止法第3条に指定された区域で、地すべりのおそれが極めて大きい区域をいう。本市では、1箇所が指定を受けている。

#### (3) 急傾斜地崩壊危険箇所

傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、その斜面が崩れた場合に被害がでると予想される区域内に、人家が1戸以上ある箇所及び人家はないが今後新規の住家立地等（人家でなくても官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場所を含む）がある箇所及び人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所を「急傾斜地崩壊危険箇所」としている。なお、市内には25箇所ある。

急傾斜地崩壊危険箇所は次の3項目に分かれる。

##### ア 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ（市内21箇所が指定）

被害想定区域内に人家5が戸以上等（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者関連施設のある場合を含む）ある箇所。

##### イ 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ（市内4箇所が指定）

被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所。

##### ウ 急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ（市内指定なし）

被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等、一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所。

#### (4) 急傾斜地崩壊危険区域

「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」第3条により指定された区域で極めて危険が大きい区域として指定。

## (5) 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」に基づいて指定された土地の区域をいう。

また、その警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域を土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）という。

**3 土砂災害警戒区域等の指定**

## (1) 土砂災害警戒区域

市は、県が土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」として指定するにあたり、県に対して必要な情報提供を行う。

市内では、25箇所が土砂災害警戒区域として指定されている。（平成28年4月1日現在）

## (2) 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害の発生により建築物の損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、県は「土砂災害特別警戒区域」として指定する。平成28年度時点で本市内には指定された区域はないが、指定されると次のような措置を実施するにあたり、市は県に対して必要な情報提供を行う。

ア 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可

イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制

ウ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転などの勧告

エ 勧告による移転者への融資、資金の確保

## (3) 土砂災害警戒区域等における対策

ア 土砂災害警戒区域等の警戒避難体制の整備

市は、必要と認める地域住民に対し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告等の防災対策が適時適切に行えるようにするとともに、安全な避難所を明示する。

土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項、避難施設その他の避難場所及び避難経路その他避難経路に関する事項、災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項、警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地、救助に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項について、市防災計画に定め、住民に周知するよう努めるものとする。

また、地すべり防止区域、地すべり危険箇所内の要配慮者等利用施設についても、土砂災害警戒区域と同様に把握に努めるとともに、伝達体制等を整備する。

**資料4-6 土砂災害警戒区域内の要配慮者等利用施設一覧**

イ 土砂災害ハザードマップの作成

市は、土砂災害ハザードマップを作成し、住民へ配布することにより、住民の周知徹底を図るものとする。なお、土砂災害ハザードマップには、土砂災害に関する情報及び避難情報等の伝達方法、避難所・避難経路、要配慮者等利用施設、防災関係機関及び緊急連絡先等を記載する。

ウ 住民への情報伝達方法

土砂災害に関する情報や避難情報は、市防災行政無線、広報車、電話、テレビ、ラジオ等により、関係住民に対し確実に伝達する。

## 第3節 高潮等災害予防計画

本市における海岸は、一般住宅や自治会集会所・公民館、漁港、公園、野球場等の公共施設が立地している。また、商業施設及びマリンレジャー等における海岸利用者の増加が見られることから、高潮被害を軽減するためにも、護岸の整備や海岸保全事業の促進を図るものとする。

### 1 高潮警戒区域

県は、本島に襲来する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧（最低中心気圧 870hpa）を想定して、沖縄県高潮被害想定調査（平成 18 年度～平成 19 年度）を行った。

調査結果では、本市の東部地域では国場川、饒波川及び長堂川の河川に沿う低地のほか、西部地域では海岸に沿って発達している低地に浸水が予測されており、高潮浸水予測図を高潮警戒区域として位置づけるものとする。

海岸における危険箇所を資料編に示す。

### 2 予防対策

- (1) 高潮警報等を迅速に住民に伝達するため、市防災行政無線を活用するとともに、水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。
- (2) 市民に対し高波、高潮による浸水予測の周知に努めるものとする。

### 3 警戒避難体制の整備

市は、沖縄県高潮被害想定調査結果（平成 18 年度～平成 19 年度）及び津波・高潮ハザードマップ作成マニュアル（内閣府ほか、平成 16 年）等を活用して、高潮避難計画を検討し、高潮ハザードマップの作成・普及を実施する。

## 第4節 建築物等災害予防計画

---

この計画は、風水害、大火災等による建造物の災害を防御するため、以下の項目について防災建造物の建設を促進し、建造物被害の減少を図るものとする。

### 1 市街地再開発対策

市は、市街地における延焼火災等の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、密集市街地の再開発を実施する。

### 2 建築物の適切な維持保全と耐風対策等の促進

市は、建築物の防火及び避難等の機能確保のため、適切な維持保全の周知に努めるとともに、建築物の耐風及び耐火対策を促進するものとする。

### 3 公共建築物の耐風、耐水、耐火対策

市は、公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等により、耐風、耐水、及び耐火対策を進めるものとする。

特に、体育館や公民館等、災害時の避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策などを優先的に行うものとする。

### 4 公共建築物の定期点検及び定期検査

市は、公共建築物については、建築設備等の定期点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保するものとする。

### 5 公共建築物の設計時不燃堅牢化指導

市は、今後建築される公共建築物については、設計段階で不燃堅牢な施設とする。

## 第5節 火災予防計画

火災の発生を未然に防止するための対策は、以下によるものとする。

### 1 消防力・消防体制等の拡充強化

市は、次の指導又は措置を講じ、消防力・消防体制等の拡充強化を図るものとする。

- (1) 消防教育訓練の充実強化  
教育訓練計画に基づき、消防職員、消防団員及び消防関係者の資質向上を図る。
- (2) 自主防災組織の設置促進  
地域住民及び事業所で構成する自主防災組織の設置を促進する。
- (3) 消防制度等の確立  
消防計画、消防相互応援協定等の効率的運用を推進する。
- (4) 消防体制の充実・指導  
消防広域化の促進（消防司令センターの整備を含む）及び消防団の体制強化を図る。
- (5) 消防施設・設備の整備促進  
消防水利及び消防車両等の整備促進を図る。

#### 資料15 豊見城市災害時協定一覧

### 2 火災予防査察・防火診断

市は、火災の発生拡大を防止し、確実な住民避難の実施を図るため、消防用設備等（消火設備・警報設備・避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設）及び防火管理体制の査察を行うものとする。

#### (1) 特定防火対象物等

市は、特定防火対象物の用途等に応じて立入検査を計画的に行い、特定防火対象物の状態を常に把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設の管理者に対して、設備改善の指導を徹底する。

消防機関は、防火対象物定期点検報告制度により、点検報告義務のある一定の防火対象物について、防火管理の徹底及び避難・安全基準の強化等を図る。その他の防火対象物についても、自主点検による報告制度を推進し、管理権原者の自主的な防火安全対策の向上を図る。

#### (2) 一般住宅

市及び消防機関は、住宅用火災警報器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断、火気の取扱い指導及び住宅防火啓発活動等を推進する。

### 3 火災発生の未然防止

- (1) 市長は、消防法第22条に基づき、沖縄気象台長が発表し、知事（防災危機管理課）が通報する火災気象通報（第3編 第2章 第3節1(3)「消防法に定める火災警報等」参照）を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。
- (2) 市長が前項の警報を発したときは、当該警報が解除されるまでの間、本市の区域内にある者は、市条例で定める火の使用制限に従わなければならない。

### 4 消防施設の整備拡充

#### (1) 消防水利の多様化等

市は、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール及びため池等の指定消防水利としての活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。



## 第6節 林野火災予防計画

林野火災の予防、警戒及び鎮圧をし、火災による災害の拡大防止を図るため、以下の対策を講ずるものとする。

### 1 林野火災対策の推進

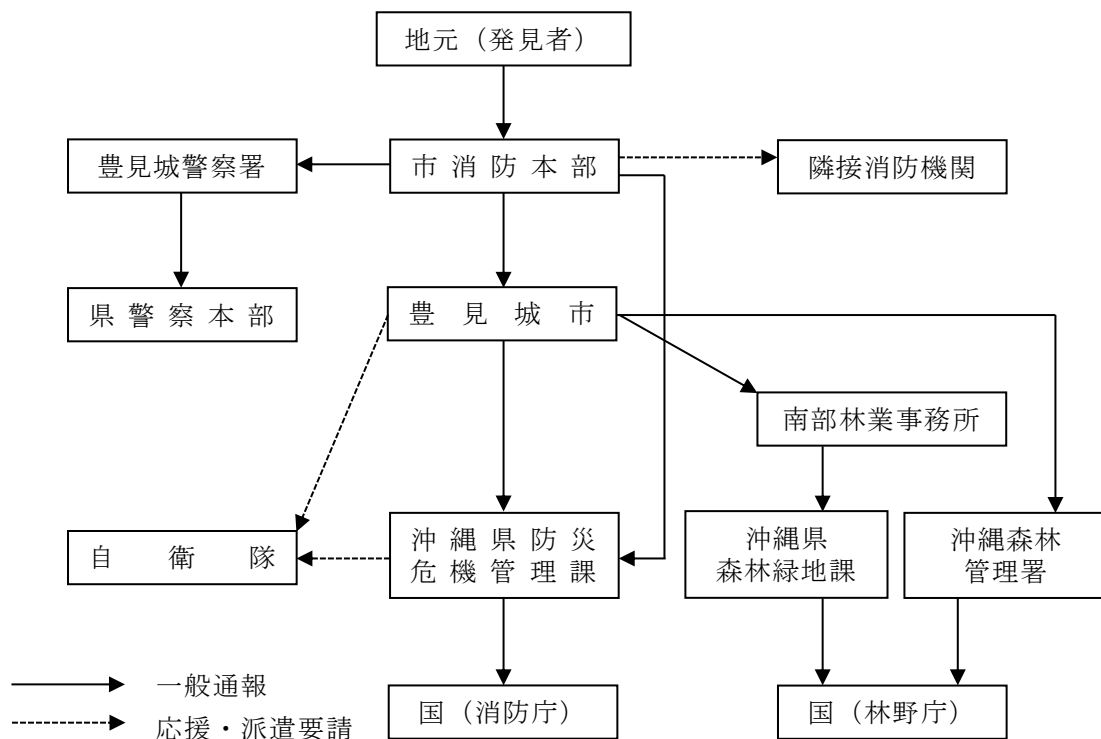
#### (1) 林野火災対策推進協議会との連絡調整

市及び市消防本部は、県及び林野行政機関、自衛隊、警察、その他の関係機関で構成される林野火災対策推進協議会を設置して、総合的な林野火災対策の連絡調整を図るとともに、林野火災総合訓練等の推進体制を確立する。

#### (2) 通報連絡系統

林野火災が発生し、拡大するおそれがある場合における関係機関の通報連絡系統は次による。なお、通報連絡は、できる限り火災発生の日時、場所、火災現場の状況被害の程度、取り得る措置等を明らかにして行う。

〔 通報連絡系統図 〕



#### (3) 現地対策本部

市及び市消防本部は、延焼範囲が拡大し、広域にわたる消防活動を行う場合の消防機関相互の指揮系統及び情報連絡体制を確立するとともに、市の災害現地において、必要と認める場合は現地対策本部を設置する。

## 2 出火防止対策

市及び市消防本部は、次の出火防止対策を進める。

### (1) 標識

火災防止の標柱、標板等の設置に努める。

### (2) 火入れの指導

農作業における焼払い等に起因する火災に対し、特に強風、乾燥等における火気の取扱いについての指導を強化する。

### (3) 森林法等に基づく規制措置

森林又はこれに接している土地における火入れについて、森林法等に基づく規制措置の適正な実施を図るための指導を強化する。

### (4) 火入れ中止等の指導

火入れに際しての消火設備、監視員の配置、防火線の設定等についての指導をはじめ、火災予防上危険な気象状況のときの火入れ中止の指導等を徹底する。

## 3 林野火災対策用資機材の整備と操法訓練

### (1) ヘリコプター補給基地の整備

市及び市消防本部は、林野火災対策用資機材の整備に努めるとともに、ヘリコプターによる空中消火等のための補給基地の整備を推進する。

### (2) 空中消火資機材の操法訓練への参加

市及び市消防本部は、関係機関共同で実施する林野火災用空中消火資機材の操法訓練等に参加する。

## 第7節 危険物等災害予防計画

市は、危険物施設等（製造所、高圧ガス等）の大規模な災害が発生することを想定し、危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における保安体制の強化、法令の規定する基準の遵守を徹底するとともに、保安教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及・啓発の徹底を図るものとする。

### 第1款 危険物災害予防計画

#### 1 危険物製造所等に対する指導

市消防本部は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査及び保安検査等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともに、適宜、災害予防上必要な指導を行う。

#### 2 危険物運搬車両に対する指導

市消防本部は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対し、移送及び運搬並びに取扱基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ警察官と協力して路上取締りを実施し、運転者への直接指導を行う。

#### 3 保安教育の実施

危険物製造所等の管理者及び監督者は、取扱者に対し、保安教育を実施するとともに、市消防本部は管理者が行う保安教育訓練について、必要な指導・助言を行う。

#### 4 危険物製造所等の予防対策

危険物製造所等の管理者は、防災体制の構築及び危険物施設の管理・点検等について、次の対策を講じ、災害の予防に万全を期する。

##### (1) 火災・爆発等の防止対策

取り扱う危険物の性状及び数量等を十分把握し、火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

##### (2) 危険物施設の管理・点検

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正に行えるよう、管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行うなど、危険物施設の維持管理の徹底を図る。

##### (3) 保安設備の維持

危険物の火災・爆発・流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行うなど、常にその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

##### (4) 保安体制の整備・確立

危険物製造所等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と市及び市消防本部等に対する通報体制を確立する。

また、移動タンク貯蔵所の管理者は、移送時における事故に対処するため、応援要員の確保及び派遣方法を定め、あらかじめ移送経路における消防関係機関への通報先を定めておく。

## (5) 従事者に対する教育訓練

危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

**5 化学消防機材の整備**

市消防本部は、化学車等の配置整備を図り、また事業所における化学消火剤の備蓄を行わせるものとする。

**第2款 毒物劇物災害予防計画****1 方針**

災害時に毒物劇物が流出又は散逸する等不測の事態に備えて、次の事項の徹底を図る。

- (1) 毒物及び劇物の取扱状況等の把握
- (2) 毒物及び劇物危害防止規定の策定
- (3) 定期点検及び補修の実施
- (4) 安全教育及び訓練の実施
- (5) 事故対策組織の確立

**2 対策**

市は、災害時における毒物劇物による危害を防止するため、県が実施する毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者への指導に協力する。

## 第8節 上・下水道施設災害予防計画

上・下水道施設については、老朽施設・配（排）水管等の点検・補修、処理場等の浸水防止対策、耐浪化、耐風化及び停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る。

### 1 上水道施設災害予防対策

#### (1) 施設の防災性の強化

水道事業者における水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、日本水道協会発刊の「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針・解説」等により設計するほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮して、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図る。

施設の維持管理に際しては、「水道施設の技術的基準を定める省令の一部改正について」（建水発 0108001 号、H20.4.8）「水道施設の耐震化の計画的実施について」（建水発 0408002 号、H20.4.8）等により、適切な保守点検による防災性の確保に努める。

また、水供給機能が停止した時の社会的影響の大きさを考慮し、「厚生労働省防災業務計画」（H25.10.1 修正）を参考に、供給システム自体の防災性の強化を推進する。

#### (2) 広域応援体制の整備

上下水道対策部は、災害時における円滑な応急給水を実施するため、総務総括班と調整を図りつつ、「沖縄県水道災害相互応援協定」（平成 15 年 3 月 27 日）及び「豊見城市水道施設災害時の支援活動協定」（平成 21 年 10 月 26 日）に基づき、県内水道事業者及び豊見城市管工事組合へ応援要請を行う。

また、県内において、必要な人員、資機材が不足する場合には、県（防災危機管理課）と調整を図りつつ、速やかに「九州・山口 9 県災害時相互応援協定」（平成 7 年 11 月 8 日、継承：平成 23 年 10 月 31 日）に基づく応援の要請を行う。

**資料 15 豊見城市災害時協定一覧**

### 2 下水道施設災害予防対策

#### (1) 施設の強化及びバックアップ施設の整備

市は、下水道施設の施工に当たっては、洪水・高潮等の浸水や土砂災害のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、代替施設の確保など災害に強い下水道の整備を図る。

これらの整備においては、下水道危機管理マニュアル作成の手引き（日本下水道協会）に基づくものとする。

#### (2) 広域応援体制の整備

災害による下水道施設等の早期復旧を図るため、「災害時における下水道施設を管理する市町村等の相互支援に関する協定」（平成 29 年 3 月）、「災害時における沖縄県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」（平成 29 年 3 月）及び「豊見城市・日本下水道事業団災害支援協定」（平成 29 年 3 月）に基づき、県、県内市町村及び下水道関係団体へ必要な応援の要請を行う。

**資料 15 豊見城市災害時協定一覧**

## 第9節 ガス、電力施設災害予防計画

ガス施設、電力施設の災害発生を未然に防止するための対策は、以下によるものとする。

### 1 都市ガス災害予防計画

沖縄ガス㈱は、事故防止対策とともに、洪水・高潮等の浸水及び土砂災害等の危険性を考慮して、都市ガス施設の安全、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも都市ガスの安全と安定供給を図る施設や体制の整備等を計画的に進める。

このため、都市ガス施設の大規模事故や風水害の想定、防災訓練の結果等を踏まえて、防災計画を定期的に検証し、見直しを実施する。

※本市では、豊崎地区が都市ガスの供給区域となっている。

### 2 高圧ガス災害予防計画

本市には、高圧ガス施設が4箇所ある（事業者1箇所、一般3箇所）。

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、国、県、市、公安委員会及び（一社）沖縄県高圧ガス保安協会等は連携し、保安体制の強化する。また「高圧ガス保安法」（昭和26年法律第204号）及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（昭和42年号外法律第149号）に規定する基準の適正維持を講じ、保安管理の徹底を図るとともに、高圧ガス販売所、消費先の保安対策及び路上における高圧ガス運搬車両の指導取締を実施する。さらに各顧客への供給業者は、高圧ガス保安推進月間及び高圧ガス保安活動促進週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

対策別	実施内容
高圧ガス製造所、貯蔵所及び販売所の保安対策	高圧ガス製造所等の所有者、管理者又は占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、保安の監督指導を行う。 高圧ガス製造所等については、必要に応じ立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。
高圧ガス消費者における保安対策	（一社）沖縄県高圧ガス保安協会は消費者への保安啓発指導を実施し、消費者の保安意識の向上を図る。
路上における指導取締の実施	高圧ガス運搬車両の事故を防止するため、県が行う路上における指導取締の応援態勢を整えるとともに、必要に応じた実施を検討する。

### 3 電力施設災害予防計画

沖縄電力㈱は、第2編 第1章 第2節 第1款 13「電力施設災害予防対策」に定める地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して、電力施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも電力の安定供給を図る施設や体制等の整備を計画的に進める。

また、風水害の被害想定及び防災訓練の結果等を踏まえて、防災業務計画を定期的に検証し、見直しを実施する。

対策別	実施内容
防災訓練の実施	年1回以上の防災訓練を実施し、市及び国・県が実施する防災訓練に積極的に参加することで、災害対策活動を円滑に推進する。
発電設備	電気設備の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想地震動等の特性を勘案したうえで技術基準法に基づいた設計を行う。
送配電設備	(1) 架空電線路 風圧及び不平均張力による荷重対応できる設計を行う。 (2) 地中電線路 油槽架台の耐震設計は、建築基準法に準ずる。
変電設備	機器の耐震設計は、変電所の重要度、施設周辺地域における地震動の想定等を勘案したうえで、電気技術指針に沿った設計とし、建物は建築基準法に準ずる。
通信設備	屋内設置装置については、建造物の設計を考慮した設計を行う。

## 第10節 災害通信施設整備計画

### 第1款 通信施設災害予防計画

県、市及び医療機関、各電気通信事業者は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に以下の予防措置を講ずる等、万全を期するものとする。

#### 1 予防計画

市は、第2編 第1章 第2節 第1款 15「放送施設災害予防計画」に定める地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害等の危険性及び暴風等を考慮した市防災行政無線等の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも重要通信を確保する施設や体制等の整備を計画的に進める。

#### 2 市情報管理部門の業務継続計画の策定

市は、「地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画（BCP）策定に関するガイドライン」に基づき情報管理部門の業務継続計画を策定し、災害時における本市の情報管理を図るものとする。

#### 3 救助・救急・医療及び消火活動に関する通信手段の確保等の計画

##### (1) 通信手段の確保

県、市及び医療機関等は、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、通信手段の確保等を図るものとする。

##### (2) 広域災害・救急医療情報システムの整備

県、市及び医療機関は、災害時の医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。

#### 4 通信事業者における予防計画

各通信事業者は、第2編 第1章 第2節 第1款 14「通信施設災害予防計画」に定める地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して、通信施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも重要通信を確保する施設や体制等の整備を計画的に進める。

また、風水害等の想定、防災訓練の結果等を踏まえて、防災業務計画を定期的に検証し、見直しを実施する。

### 第2款 放送施設災害予防計画

各放送機関等は、第2編 第1章 第2節 第1款 15「放送施設災害予防計画」に定める地震・津波対策のほか、風水害を想定した通信設備、放送施設の予防措置を実施する。

### 第3款 通信・放送設備の優先利用等

県、市、通信事業者及び放送機関等は、第2編 第1章 第2節 第1款 16「通信設備の優先利用等」に定める地震・津波対策のほか、風水害を想定した通信設備及び放送設備の優先利用手続き等を整備しておく。



## 第11節 不発弾等災害予防計画

不発弾の爆発等による災害の発生及び拡大を防止するため、不発弾等処理体制に万全を期し、関係機関の協力・連携による不発弾等の処理の円滑化を図るとともに、不発弾等の関係事業者及び市民一般に対し不発弾等に関する知識の普及徹底を図る。この計画は、不発弾処理業務を安全かつ円滑に遂行し、もって市民の身体、生命及び財産を保護することを目的とする。

### 1 不発弾の処理体制

不発弾等の処理は、おおむね次によるものとする。

#### (1) 陸上で発見される不発弾等の処理

- ア 発見者は、最寄りの交番又は警察署に通報し、所轄警察署を通じて県警察本部に発見届出をする。
- イ 県警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊第15旅団長（第101不発弾処理隊）に処理要請を行う。
- ウ 第101不発弾処理隊は、必要に応じ現場調査を行い、弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画を立てる。
- エ 小型砲弾等比較的危険度が少なく移動可能な弾種は、第101不発弾処理隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。
- オ 爆弾等危険度が高いものは、発見現場で信管離脱後、一時保管庫へ搬入する。
- カ 信管離脱作業は危険を伴うため、次の対策を講じた上で実施する。
  - (ア) 市は、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。
    - なお、関係機関は、責任分担覚書き等を交換し、任務責任等を明確にするものとする。
  - (イ) 避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、地域住民を避難させる。
  - (ウ) 市長等を本部長とする現地対策本部を設置する。

#### (2) 海中で発見される不発弾の処理

- ア 発見者は、那覇海上保安部へ通報し、那覇海上保安部は、第十一管区海上保安本部、発見場所の市町村及び港湾管理者へ報告・通報する。
- イ 海岸線等で発見された場合、那覇海上保安部は、発見場所の市町村及び所轄警察署と要請先を調整・確認するものとする。（陸上自衛隊への処理要請の場合は、(1)陸上で発見される不発弾等の処理による。）
- ウ 上記のア、イの後、第十一管区海上保安本部又は那覇海上保安部は、海上自衛隊沖縄基地隊へ処理（調査を含む）通報・要請を行う。
- エ 海上自衛隊沖縄基地隊（沖縄水中処分隊）は現地調査を行い、当該物件が爆発性危険物であると確認された場合、関係機関と調整のうえ、処理計画を立てる。
- オ 小銃弾等危険性が低く、移動可能なものは沖縄水中処分隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。
- カ 危険性が高く移動困難なものは、現地対策本部を設置し、発見場所付近で爆破処理する。

キ 爆破処理作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じたうえで実施する。

(ア) 市は、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船舶規制、避難計画等について協議するための処理対策会議等を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。

なお、関係機関は、責任分担覚書き等を交換し、任務責任等を明確にさせるものとする。

(イ) 危険範囲を定め、その地域への船舶及び住民等の立入りを規制する。

(ウ) 市長等を本部長とする現地対策本部を設置する。

ク 水中爆破処理における避難距離の基準

(ア) 立入（航行、停泊）：半径 300m

(イ) 入水（潜水、遊泳）：半径 3,000m

※現状では、海中で発見された不発弾等は、移動が困難な場合及び爆破処分場所が決められていない場合、発見毎に市が関係機関との調整により発見場所付近で水中爆破処理される。

なお、漁業、観光産業、岩礁破碎等の影響を検討・調整する必要がある、発見から処理まで時間を要する。

## 2 関係機関の協力体制の確立

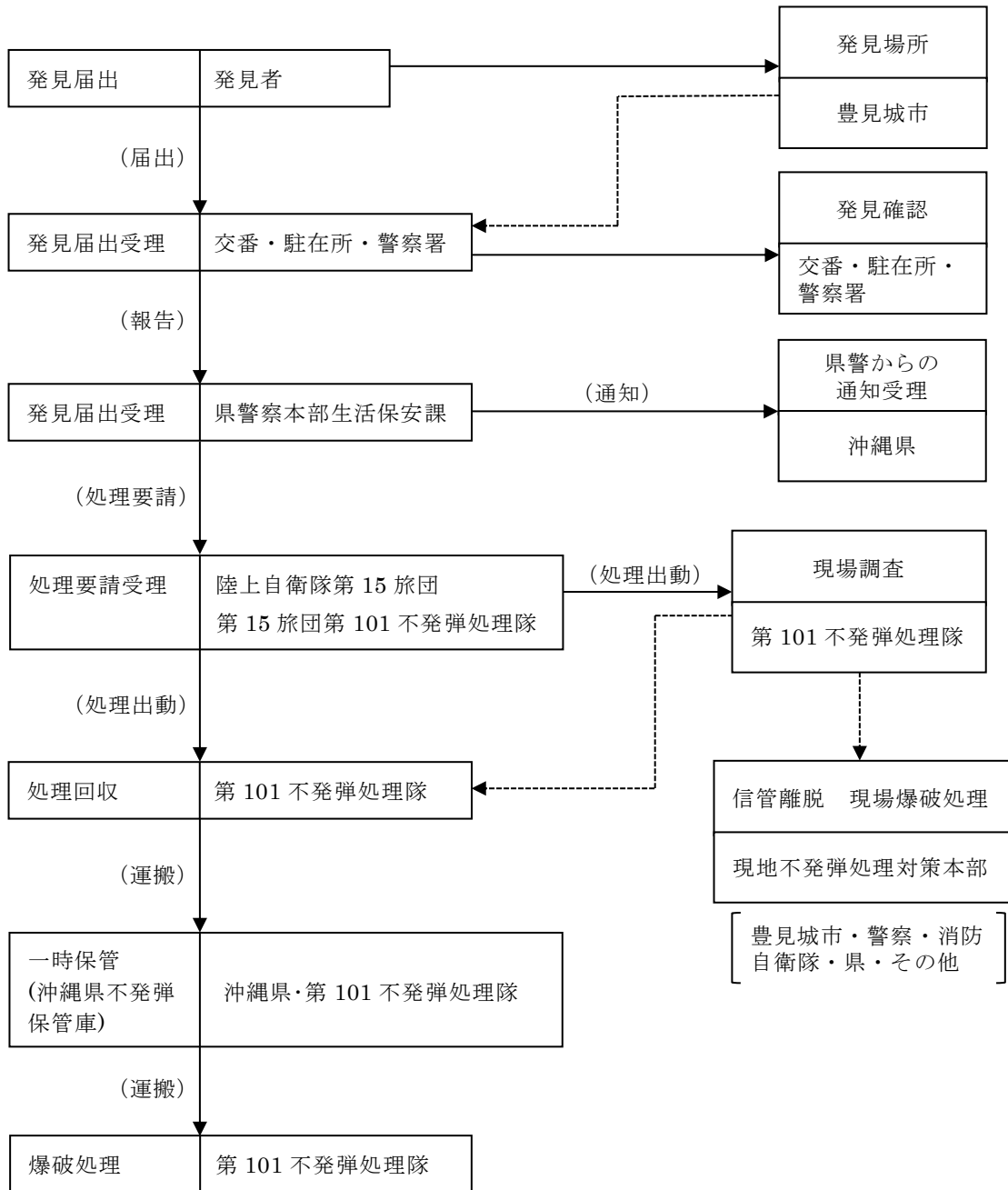
国、県、市町村その他関係機関等の協力体制を確立し、不発弾等の調査、探査及び発掘処理工事の安全かつ円滑な推進を図るものとする。

## 3 不発弾に関する防災知識の普及・啓発

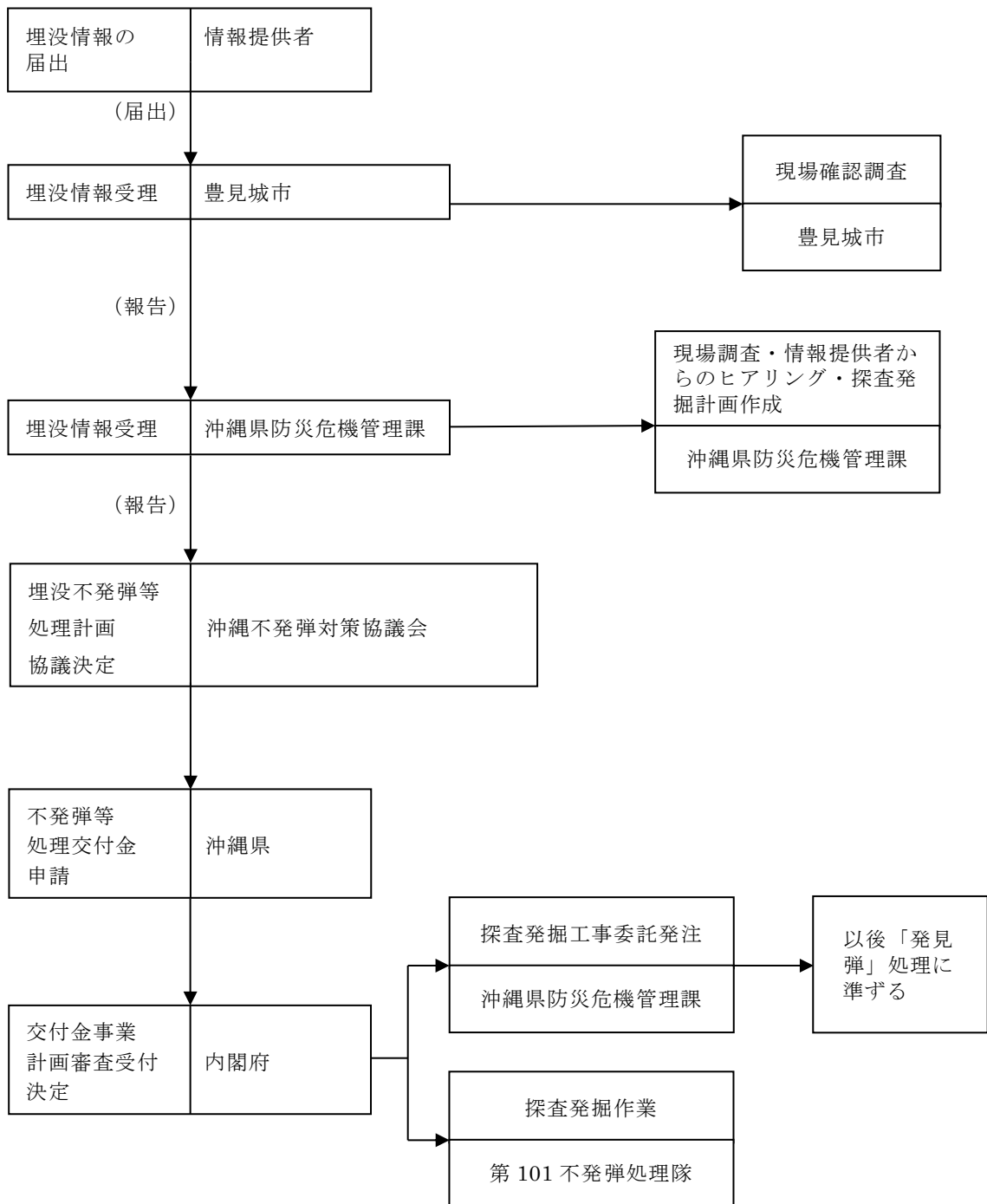
(1) 不発弾磁気探査事業者、市及び市消防本部等の関係職員に対して、不発弾の特性及び火薬類取締法等関係法令に関する知識を修得させるため、必要に応じ講習会を開催する。

(2) 市民に対しても不発弾の危険性について周知を図るため広報活動を行う。

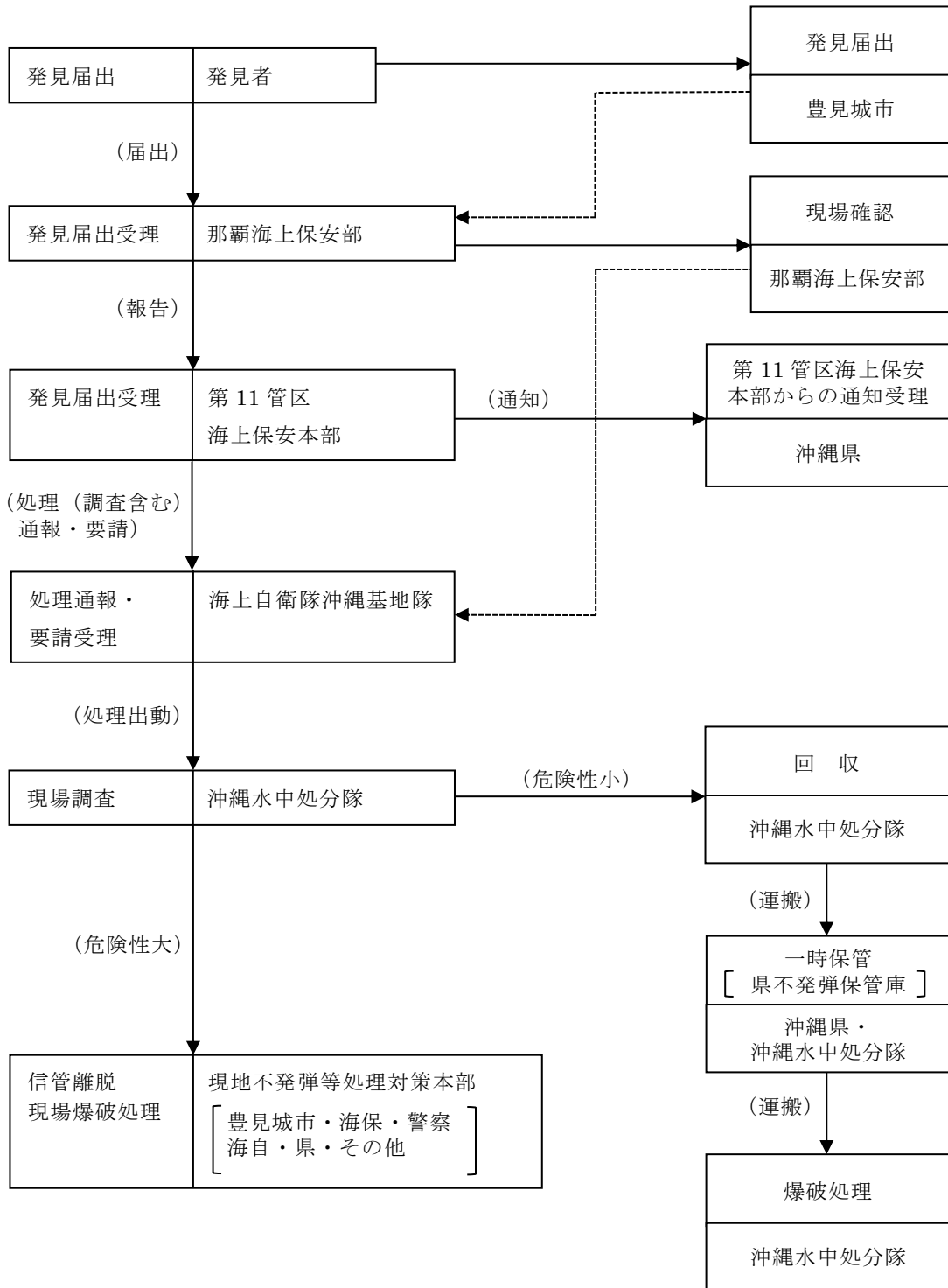
不発弾処理の流れ（陸上部分：①発見弾）



不発弾処理の流れ（陸上部分：②埋没弾）



不発弾処理の流れ（海上部分：発見弾）



## 第12節 火薬類災害予防計画

---

火薬類による災害の発生を防止するため、国、県、市、豊見城警察署、那覇海上保安部及び(社)沖縄県火薬類保安協会等は連携し、保安体制の強化及び火薬類取締法に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安教育の徹底を図るものとする。平成28年度時点で本市内に関係事業所はないが、今後、製造所等の事業所ができた場合は、以下の保安対策等を実施する。

### 1 火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所等の保安対策

- (1) 市及び関係機関は、火薬類製造所、貯蔵所の所有者、管理者及び占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう、当該施設を維持させ、保安の監督指導を行わせる。
- (2) 市及び関係機関は、火薬類製造所、貯蔵所、消費場所に必要に応じて立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。

### 2 火薬類消費者の保安啓蒙

- (1) 市及び関係機関は、火薬類消費者への保安講習会等を開催することにより、保安啓蒙を図る。
- (2) 市及び関係機関は、火薬類消費先の保安指導を実施し、自主保安体制の強化を図る。

### 3 路上における指導取締りの実施

市及び関係機関は、火薬類運搬車両の事故を防止するため、路上における指導取締りを実施する。

### 4 火薬類による危害予防週間の実施

市及び関係機関は、火薬類危害予防週間を通じ、火薬類の総合的な安全対策を推進する。

## 第13節 竜巻災害予防計画

竜巻による人的被害及び家屋被害等の状況を踏まえ、竜巻に関する知識の普及啓発及び被災後の迅速な対応を図る。

### 1 竜巻に関する知識の普及啓発

竜巻は、大気が不安定になって発達した積乱雲の下で発生する。しかし、積乱雲は必ずしも竜巻を起こすわけではなく、現在の科学技術では、台風のように進路を予測するのは困難である。現在、気象庁では、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったとき、「竜巻注意情報」を発表する。竜巻は発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られるため、「竜巻注意情報」が発表されたときには、まず、周囲の空の状況に注意を払い、空が急に真っ暗になるなど積乱雲が近づく兆候が確認された場合は、頑丈な建物に避難するなど身の安全を確保する行動をとることが必要である。

そのため、竜巻の発生に係る情報を可能な限り早く入手するとともに、迅速に住民に伝達し、避難誘導を図る。

#### (1) 住民への啓発

市及び消防機関は、気象庁の発表する「竜巻注意情報」を活用するとともに、竜巻災害のメカニズムと過去の被害実績を広報し、住民への啓発を図る。

#### (2) 安全な場所への誘導

竜巻来襲時、多くの住民が竜巻と認識せず、火事の煙と思い、窓の近くの危険な場所にとどまるケースが多いため、鉄筋コンクリート構造等、堅牢な建築物等の安全な場所への誘導を図る。

#### (3) 安全な場所の周知徹底

低い階（2階よりも1階）、また、窓から離れた家の中心部等、安全性の高い場所の周知徹底を図る。

### 2 防災機関との連絡体制の整備

竜巻の発生を予測することは困難なことから、市及び市消防本部は、相互に平常時から連絡窓口の確認を行うなど円滑な連絡体制の整備に努める。

## 第14節 文化財災害予防計画

市の文化財に対する災害予防対策は、以下によるものとする。建造物、美術工芸品等の有形文化財及び有形民俗文化財は、火災等の被害から守る必要がある。また、史跡、名勝、天然記念物については、山火事による被害のおそれがある。

このほか、台風による建造物等の倒壊も予想されるので、以下により災害予防の徹底を図るものとする。

### 1 文化財災害の予防措置

- (1) 市教育委員会は、管内文化財の防災計画を策定し、平時から警察及び市消防本部と連携し、災害予防対策を実施する。
- (2) 県は、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体の防災思想を普及・啓発する。
- (3) 市教育委員会及び市消防本部は、文化財の指定地内に居住する所有者に火気使用の制限を指導する。
- (4) 市は、防災施設の必要な指定文化財について年次計画をもって防災施設の設置を促進する。
- (5) 県は、各市町村文化財担当職員講習会を開催して、防災措置について指導する。
- (6) 市教育委員会は、災害による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を地権者及び管理者と連携して行うものとする。

#### 豊見城市 指定文化財

指定文化財の種類	指定文化財の名称	指定年月日
有形文化財 (古文書)	「口上覚」 (こうじょうおぼえ)	平成5年11月1日
有形文化財 (歴史資料)	「重修真玉橋碑」 (じゅうしゅうまだんばしひ)	平成7年3月29日
有形文化財 (古文書)	「字与根 大城家文書」 (あざよね おおしろけもんじょ)	平成13年3月6日
有形文化財 (建造物)	「真玉橋遺構」 (まだんばしいこう)	平成18年2月22日

※「口上覚」（複写）、「重修真玉橋碑」、「字与根 大城家文書」（複写）は豊見城市市歴史民俗資料展示室（市立中央図書館1階）に展示。

「真玉橋遺構」は、県道11号線沿い（字真玉橋）に移築・復元。



## 第15節 農業災害予防計画

---

農業災害予防のため、農地農業用施設の保全及び防災営農の推進は、以下によるものとする。

### 1 土砂崩壊防止工事

市は、農地、農業用施設及び他に被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、土砂崩壊の危険性のある地域を中心に事業を推進する。

### 2 農地保全整備事業

市は、降雨によって浸食を受けやすい特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農地の浸食・崩壊を未然に防ぐための事業を推進する。

### 3 地すべり対策事業

市は、地すべり防止区域において地すべりによる被害を除去又は軽減し、農地及び農業用施設等の侵食・崩壊等を未然に防止する事業を推進する。

### 4 防災営農の確立

#### (1) 指導体制の確立

市は、本県農業に影響を与える各種災害を回避・克服して、農業生産力及び農業所得の向上を図るため、県及び市は関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を図るものとする。

また、市は、農業に関する防災対策の普及・啓発を図る。

#### (2) 営農方式の確立

市は、県の指導のもと、農業の当面する諸問題に積極的に対応しつつ、亜熱帯農業における防災営農技術の確立を図るとともに、病虫害、風水害に強い抵抗性品種の育成及び栽培技術による防災営農の確立に努める。

---

## 第16節 食料等備蓄計画

---

市は、第2編 第1章 第4節 第2款2「物資及び資機材の確保体制の充実」に定める地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮した備蓄を行い、大規模な風水害等の直後にも避難者等の食料、飲料水、生活必需品を供給する体制を確保する。

## 第17節 水防、消防及び救助施設等整備計画

水防活動及び消防活動のための設備等の整備は、以下によるものとする。

### 1 水防施設等

水防法の規定により、県及び水防管理団体は、管内における水防を十分に果す責任を有し、水災の防御及びこれによる被害を軽減するため、必要に応じて水防倉庫及び水防機材等の水防施設を整備するものとする。

### 2 消防施設等

#### (1) 国庫補助等による整備

市の消防施設等については、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）及び関係法令等に基づいて整備拡充することとし、消防施設強化促進法（昭和28年法律第87号）、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）、消防組織法（昭和22年法律第226号）、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）及び防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）に基づき、国庫補助、自主財源又は起債等を有効に活用し、整備促進を図る。

#### (2) 県費補助による整備

国庫補助対象施設以外の施設等について、予算の範囲内で県費補助を申請し、逐次整備する。

### 3 救助施設等

救急業務非実施市町村においては、消防法第35条の6の規定による知事要請により、救急業務実施市町村によって行う。

県は当該救急業務が円滑に行われるよう、市町村間の相互応援協定の締結を積極的に支援するものとする。

#### 資料15 豊見城市災害時協定一覧

### 4 流出危険物防除資機材

県、市、船舶関係者、製油所及び油槽所等の石油等危険物取扱者は、大量に流失した危険物による災害の拡大防止等に必要な、次の資機材等の整備を図るものとする。

- (1) 流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等
- (2) 流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着剤並びに吸引ポンプ、バージ等
- (3) 流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火剤及び消火器具等
- (4) 流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知機及び通信機器等

## 第18節 避難誘導等計画

危険な建物、地域から安全な場所に市民や旅行者等を避難させるため、避難誘導、収容に関する対策を、市、社会福祉施設、学校及び不特定多数の者が出入りする施設等において、それぞれ確立していくこととする。

### 1 避難体制の整備

#### (1) 市の役割

- ア 避難所の選定
- イ 避難所の開設及び運営方法の確立
- ウ 避難所の安全確保
- エ 住民への周知
- オ 警報、避難情報等の伝達内容・手段、避難誘導体制の整備
- カ 避難の勧告等の基準の設定、国及び県等への避難勧告等の判断の助言を求める際の連絡調整窓口及び連絡方法等の整備
- キ 高齢者、障がい者、外国人のための避難マニュアルの作成
- ク 避難経路の点検及びマップの作成
- ケ 避難心得の周知（携帯品、その他心得）

#### (2) 社会福祉施設、病院、学校、観光・宿泊施設、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者の実施すべき対策

- ア 避難計画の作成
- イ 避難誘導体制の整備

### 2 避難場所の整備等

#### (1) 指定避難所の指定、整備

市は、災害時の避難に備え、災害対策基本法第49条の7の規定により、次により指定避難所の整備をしておくものとする。

これらの指定においては、「災害対策基本法等（地区防災計画、指定緊急避難場所及び指定避難所関連事項）の運用について」（平成26年3月26日府政防369号、消防災第126号）に基づくものとする。

- ア 避難所は、小・中学校、自治会集会所・公民館、その他公共施設とし、できるだけ炊出しの可能な既存建物を応急的に整備して使用するものとする。
- イ 避難所として使用する建物については、バリアフリー設備を確保するとともに定期的にその現況を調査するものとする。
- ウ 避難場所の選定に当たっては、洪水、高潮等の浸水想定区域、土砂災害警戒区域、危険箇所等を考慮するものとする。
- エ 避難所に適する施設がないところについては、簡易宿泊施設及び天幕を設置する場所を選定しておくものとする。

オ 市内に適切な場所がない場合は、県及び隣接市町村と協議して避難所の予定施設又は場所を定めるものとする。

カ 避難所の予定施設又は場所については、あらかじめ土地、建物、所有者又は管理者の了解を受けておくものとする。

#### 資料6-1 指定避難所一覧

#### (2) 指定緊急避難場所の指定

ア 市は、火災等が拡大し、生命に危険が及ぶような場合に備えて、災害対策基本法第49条の4の規定により、一時的な避難場所として、公園等のスペースを広域避難場所として指定をしておくものとする。

広域避難場所の指定は、次の基準によるもののほか、「災害対策基本法等（地区防災計画、指定緊急避難場所及び指定避難所関連事項）の運用について」（平成26年3月26日府政防369号、消防災第126号）に基づくものとする。

(ア) 周辺市街地大火によるふく射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。

(イ) 災害時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所内部に存在しないこと。

(ウ) 避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として、原則として1人当たり1㎡を確保できること。

(エ) 避難場所ごとの地区割計画の作成に当たっては、自治会区域を考慮する。

イ 市は、避難路の避難場所ごとに、延焼火災等に対して十分な安全性を有する避難路を指定し、沿道の不燃化を促進するものとする。

#### 資料6-2 指定緊急避難場所一覧

## 第19節 交通確保・緊急輸送計画

---

第2編 第1章 第4節 第2款4「交通確保・緊急輸送体制の充実」に定める地震・津波対策のほか、市及び関係機関は、洪水・高潮等の浸水、土砂災害、暴風等による道路施設の被害を想定した交通の安全、緊急車両の通行を確保する体制を整備し、大規模な風水害等の際にも、交通の安全や緊急輸送を確保する。各道路管理者は、道路の浸水や土砂崩れ等を速やかに把握するため、監視・観測装置、パトロール体制、道路管理者間相互及び警察等とのリアルタイムな情報共有体制を整備する。

また、浸水箇所への車両進入による水没事故を防止するため、アンダーパス等への水位センサーと表示板の設置を進める。

## 第20節 要配慮者安全確保体制整備計画

---

第2編 第1章 第4節 第5款「要配慮者の安全確保計画」に定める対策のほか、市及び関係機関は、洪水・高潮等の浸水、土砂災害、暴風等に対する高齢者、障がい者等の避難支援体制を整備し、風水害等時にも要配慮者の安全を確保する。

特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害危険箇所については、水防法や土砂災害防止法等に基づいて、危険箇所内の要配慮者の円滑な避難体制の整備を徹底する。

## 第21節 風水害等の防災知識普及計画

第2編 第1章 第3節「地震・津波に強い人づくり」に定める対策のほか、市は、台風や大雨、火災等に対する教訓、訓練、広報を充実・強化し、風水害等への市民等の防災意識や対応力を維持・向上させる。

特に近年、台風への防災意識の低下が懸念され、台風時に外出して負傷する事例が多数みられる。このため、過去に本県に甚大な被害をもたらした台風の教訓を再認識し、災害の教訓を風化させないことが重要である。

### 1 台風教育

#### (1) 講演会

市は、県及び気象台と連携し、防災気象講演会やお天気教室等を定期的で開催し、市民向けの台風や大雨等の気象災害の知識を普及する。

また、特別警報・警報・注意報発表時の住民のとるべき行動などについて、関係機関と連携して、普及・啓発を図る。

#### (2) 防災教育

市は、幼稚園、小・中学校、高等学校の学校教育等において、台風・大雨等の災害の基礎知識や避難行動等についての防災教育を徹底する。

#### (3) 災害教訓の伝承

##### ア 台風災害の蓄積と公開

市は、県内の過去の大規模な台風災害に関する資料、文献及び映像等をライブラリー化し、市民への災害記録や教訓等の周知に努める。また、災害発生箇所の保存やモニュメント等の設置に努める。

##### イ 台風災害の経験・教訓等の伝承

県及び市は、過去の大規模台風災害等の検証や記念事業（シンポジウム、現地歩き、展示会、被災者の語り部等）を定期的実施し、災害等の教訓を後世に伝える。

### 2 消防・防火教育

#### (1) 消防教育

消防教育は、消防職・団員等に対し消防学校で行う専門教育、市において実施する一般教育及び施設管理者等の資質向上を図るため市等が実施する防火管理者講習会等とする。

#### (2) 防火講習会等

##### ア 防火管理者講習

防火管理に関する知識の普及・啓発を図るため、法令に基づき普通講習を年1回以上実施する。また、上級講習は春・秋に年2回実施し、防火管理体制の強化拡充を図るものとする。

### 3 防災上重要な施設の管理者等の教育

#### (1) 火災防御検討会

特異火災の発生に備えて火災防御検討会を開催して、防御活動及び予防対策に万全を期すものとする。

#### (2) 防火知識の普及

「火災予防週間」等において各機関の協力を得て、防火知識の普及・啓発を図るものとする。

#### 4 市民への防災知識の普及

防災知識の普及は、関係機関において次の方法により行うほか適宜、関係機関の協力を得て、行うものとする。

(1) 火災予防週間、防災週間等における防災知識の普及

「火災予防週間」、「防災週間」、「防災とボランティアの日」等において、各機関の協力を得て防災知識の普及を図るものとする。

(2) 広報紙等による普及

(3) 学校教育及び社会教育における防災知識の普及

ア 学校教育

児童、生徒に対しては、学校におけるあらゆる教育活動の機会を通じ、必要に応じて防災知識の普及に努めるものとする。

イ 社会教育

社会教育の拠点である公民館、その他施設を中心として研修、集会等の機会を通じ必要に応じて防災知識の普及に努めるものとする。

#### [ 風水害等の防災知識 ]

(1) 風水害の危険性

(2) 家庭防災会議の開催

災害への対応について、日頃から家族で話し合いをしておく。

ア 災害が起きたとき又は災害の発生が切迫したときの各自の役割（誰が何を持ち出すか、高齢者、障がい者、要配慮者の避難は誰が責任を持つか。）

イ 家族間での連絡方法

ウ 避難所及び避難場所の確認

エ 安全な避難経路の確認

オ 非常持出し品のチェック

カ 高齢者、障がい者、要配慮者の避難方法

キ 気象情報、避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）情報等の入手方法

(3) 非常持出し品の準備

ア 3日分の食品、飲料水の家庭内備蓄（乾パン、缶詰、飲料水等の保存食品・飲料）

イ 貴重品（現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印章、健康保険証等）

ウ 応急医薬品（消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常用薬、三角巾等）

エ 携帯ラジオ

オ 照明器具（懐中電灯（電池は多めに）、ろうそく（マッチ、ライター））

カ 衣類（下着、上着、タオル類）

(4) 避難時の留意事項

ア がけや海岸、川べりに近づかない。

イ 避難方法

(ア) 徒歩で避難する。

(イ) 携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。

(ウ) 急傾斜地域では、がけ崩れが起こりやすいので、すばやく判断し、避難する。

ウ 応急救護



対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。

エ 避難協力

自力で避難が困難な人がいたら、地域の人々が協力し合って応急救護を行う。

(5) 正しい情報の入手

ア ラジオやテレビの情報に注意して、デマに惑わされない。

イ 市役所、市消防本部、警察署等からの情報には絶えず注意する。

(6) 電話に関する留意事項

ア 不要不急な電話はかけない。特に市消防本部等に対する災害情報の問合せ等は、消防活動に支障を来すので控える。

イ 輻輳等により電話がつながりづらくなったときは、NTT等が提供する「災害用伝言ダイヤル(171)」(資料編)を利用する。「災害用伝言ダイヤル」は、毎月試行することができる。

資料10-9 災害用伝言ダイヤル

## 第22節 防災訓練計画

風水害を想定した防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚及び技術の習得等のため、市及び関係機関は、防災訓練を実施する。

訓練実施に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に十分配慮するものとし、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、女性の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

### 1 訓練実施の種類

#### (1) 総合防災訓練

訓練の内容は次のとおりとし、防災関係者及び地域住民に災害時の心構えと防災活動を認識、修得させるとともに、防災関係機関の協力体制の確立強化を図るものとする。

なお、実施時期や実施場所等については、第2編 第1章 第3節 第1款「防災訓練計画」によるものとする。

- ア 様々な風水害等の発生時刻、規模の設定状況下での初動体制確立、通信、連絡、組織間連携、被害現場派遣等のテーマ別訓練
- イ 広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練
- ウ 難病者等を念頭に置いた、救出・医療訓練
- エ 避難所における生活支援訓練、物資集積拠点における配送訓練
- オ 民間企業・ボランティア等の活用訓練
- カ その他必要に応じた訓練

#### (2) 水防訓練

初動体制の迅速化、河川情報等の収集及び土のう構築等の応急対策を実施し、地域住民の誘導等を行う。

#### (3) 消防訓練

市街地や公共施設、レクリエーション施設、スーパー、商店街等多くの人が集まる場所を対象にして、消防の機材を利用した消火訓練等を行う。

#### (4) 避難訓練

学校、病院その他密集地における避難の誘導及び避難経路の確保、救助などの訓練等を行う。

#### (5) 通信訓練

情報の収集、応急対策の指示、伝達等災害時の通信設備が円滑かつ迅速に運用されるよう、防災関係機関と相互協力し、実施するものとする。

#### (6) 市職員参集訓練

初動体制の迅速化、各防災機関、市民との連携を図るため、市職員の参集訓練を、交通用具等を制限又は禁止し勤務時間内外の条件を加えて実施する。

### 2 訓練後の評価・検証

訓練実施後に、評価・検証を行い、応急対策上の問題点や改善点等、今後の課題を整理し、必要に応じて改善を行うものとする。

## 第23節 自主防災組織育成計画

---

第2編 第1章 第3節 第3款「自主防災組織育成計画」に定める地震・津波対策のほか、市及び関係機関は、洪水・高潮等の浸水、土砂災害、暴風等に対する自主防災組織等の活動体制を整備し、風水害への地域防災力を確保する。

特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害危険箇所については、危険箇所内の避難誘導や避難行動要支援者等の避難支援を円滑に行えるように自主防災組織等の協力体制の整備を促進する。

また、地域防災のリーダーとして自主防災組織の核となる人材の養成や、消防団員の候補者となりうる住民や企業就業者への研修を行い、県内の自主防災組織の組織化や、消防団員の確保に努める。

## 第24節 災害ボランティア計画

---

第2編 第1章 第4節 第4款「災害ボランティアの活動環境の整備」に定める地震・津波対策のほか、市及び関係機関は、大規模な風水害等が発生した場合に県内外から駆けつける災害ボランティアが活躍できる環境を整備し、災害ボランティアとの協力体制を確保する。

特に風水害時には、建物内に堆積した泥の排除等、各家庭の清掃等への協力要請が多数想定され、これらの活動が円滑に行えるように必要な資機材等の調達体制等を確保しておく。

## 第25節 道路災害予防計画

---

### 1 道路事故災害予防

#### (1) 危険箇所の点検・補修

道路管理者は、道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策を行う。

#### (2) 体制・資機材の整備等

道路管理者及び県警察は、大規模事故発生時の情報収集・伝達、交通規制、復旧等を速やかに行うため、情報の連絡、提供体制、対策資機材等の整備に努める。

## 第26節 海上災害予防計画

### 1 災害応急対策への備え

#### (1) 情報連絡体制の整備

第十一管区海上保安本部、県及び市は、大規模海難や油等流出事故が発生した場合に、沿岸の住民、事業者、漁業協同組合及び港湾・漁港管理者及び船舶等に緊急情報を収集・伝達する体制を確立しておく。

#### (2) 消防、救助体制の整備

警察及び市は、海上捜索活動を実施できる船舶等の整備に努める。

また、市及び消防機関は、消防艇等の消防用機械・資機材等の整備に努めるとともに、海水等を消防水利として活用する施設の整備に努める。

#### (3) 油防除作業体制の整備

県及び市は、迅速かつ的確な油防除ができるように、油防除マニュアルの作成や防除資機材の整備に努める。

#### (4) 訓練等

第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、県、市町村及び消防機関等は、大規模な海難事故や油の大量流出事故等を想定して、海上消火、海難救助及び流出油防除等の訓練を実施するとともに、海難事故や油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。

## 第2章 災害応急対策計画（風水害等編）

災害応急対策計画は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助救急及び交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものとする。

### 第1節 組織及び動員計画

#### 1 市災害対策本部の組織

市災害本部の組織等は、「豊見城市災害対策本部条例」及び本計画の定めるところによるものとする。

##### 資料1-1 豊見城市防災会議条例

- (1) 市災害本部の組織編成は、市災害対策本部組織図（資料編）のとおりとする。  
ただし、必要に応じこれと異なった組織体制をとることができるものとする。
- (2) 市災害本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は市長を、副本部長は副市長をもって充てる。
- (3) 市災害対策本部に対策部及び班を設け、対策部に対策部長、班に班長及び班員を置く。  
対策部長及び班長は、市災害対策本部所掌事務及び配備要員の目安（資料編）に掲げる職にあるもの及び班員は当該班長の所属する課等の職員をもって充てる。
- (4) 市災害対策本部に本部会議を置く。本部会議は本部長（市長）、副本部長（副市長）、教育長、市災害対策本部の各対策部長、その他本部長（市長）が必要と認める者をもって構成し、本部長（市長）がこれを招集する。本部会議において報告及び協議すべき事項は8項のとおり。
- (5) 市災害対策本部の所掌事務は、市災害対策本部所掌事務（資料編）のとおりとする。
- (6) 各班は、原則として本部の設置と同時に設置されるものとする。ただし、災害の種別等により本部長（市長）が指示した班は設置されないものとする。

##### 資料5-1 市災害対策本部組織図

##### 資料5-2 市災害対策本部所掌事務

##### 資料5-3 市災害対策本部所掌事務及び配備要員の目安

#### 2 市災害対策本部の設置

市災害対策本部は、次に掲げる基準により設置するものとする。

- (1) 沖縄本島地方に気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報が発表され、かつ重大な災害の発生するおそれがあるとき。
- (2) 暴風、大雨その他の異常な自然現象により、市域内に重大な被害が発生したとき。
- (3) 大規模な火事、爆破その他これらに類する事故により、市域内に重大な被害が発生したとき。
- (4) 県に本部が設置された場合において、本市に本部設置の必要を認めるとき。
- (5) 前各号のほか、市域内に発生した災害に対し、特に強力かつ総合的な災害予防及び災害応急対策の実施を必要とするとき。

### 3 市災害対策本部の設置場所

原則として、市役所庁舎内に設置する。災害により市役所庁舎が使用できない場合は、次の順により使用可能を調査し設置する。また、現状によっては本部に属する現地対策本部を設置する。

- (1) 市消防本部
- (2) 市立中央公民館

### 4 市災害対策本部設置に至らない場合の措置

#### (1) 災害対策準備体制

災害による被害発生又は被害拡大を防止するため、次の基準による警戒活動が必要な場合は、総務対策部長（総務部長）の指揮による災害対策準備体制をとるものとする。なお、災害の状況等を勘案のうえ、必要に応じて、災害警戒本部に移行するものとする。

ア 気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが、災害発生まで多少の時間的余裕がある場合

#### (2) 災害警戒本部の設置

市内で、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が市災害対策本部を設置するに至らないときは、必要に応じて、副市長を本部長とする災害警戒本部を設置する。

災害警戒本部の設置基準は、次のとおりとする。

ア 気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報が発表されたのに伴い、市域内の災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要がある場合。

イ 暴風、大雨その他の異常な自然現象により、市の全域又は一部の地域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要する場合。

ウ 前各号のほか、災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため、災害警戒体制をとる必要がある場合。

### 5 本部長（市長）の参集途上における指示

本部長（市長）は、休日、夜間等の勤務時間外及び出張時に災害が発生したときは、参集途上にあっても、携帯電話等により、市災害対策本部の設置、県への応援要請等災害応急対策上必要な意思決定を行い、さらに必要な指示を行うものとする。

### 6 本部長（市長）の権限

本部長（市長）は、災害予防又は災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、県及び防災関係機関、その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

## 7 本部長（市長）が不在の場合の責任体制

本部長（市長）が出張、休暇等による不在又は連絡不能で、特に緊急の意思決定をする場合においては、下記の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行うものとする。

この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに本部長等にこれを報告し、その承認を得るものとする。

1. 市長 → 2. 副市長 → 3. 総務部長 → 4. 企画部長
------------------------------------

## 8 本部会議の開催

本部長（市長）は本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催し、副本部長及び本部員は直ちに庁議室に参集する。本部会議において報告及び協議すべき事項は、次のとおりとする。

### (1) 開催場所

市役所3階庁議室

### (2) 主な報告事項

ア 各部の配備体制

イ 緊急措置事項

ウ 主な協議事項

(ア) 被害状況に関する事

(イ) 応急対策に関する事

(ウ) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・指示（緊急）、警戒区域の指定に関する事

(エ) 市災害対策本部の配備体制及び廃止に関する事

(オ) 自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援要請に関する事

(カ) 災害救助法の適用及び激甚災害の指定に関する事

(キ) 市民へ緊急声明に関する事

(ク) 応急対策に対する予算及び資金に関する事

(ケ) その他本部長（市長）が必要と認める事項

## 9 災害対策の動員

市災害対策本部は、災害の規模及び過程によって、下表の配備体制をとるものとする。

## 風水害等における配備基準と配備内容

配備体制	配備基準	配備内容
第1配備 〈災害対策準備体制〉  指揮：総務部長 招集事務：総務課長	気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが災害発生まで多少の時間的余裕がある場合	ア 防災担当及び関係課の指定職員は配置につく イ その他の班員は待機の体制をとる
第2配備 〈災害警戒本部〉 〈災害警戒体制〉  指揮：本部長 （副市長） 招集事務：総務課長	(1) 市の全域又は一部の地域に、気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報が発表されたのに伴い、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要がある場合 (2) 暴風、大雨その他の異常な自然現象により、市の全域又は一部の地域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要する場合 (3) 災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため、災害警戒体制をとる必要がある場合	ア 各部・班の警戒本部要員は配置につく イ その他の職員は配置につく体制をとる
第3配備 〈災害対策本部〉 〈救助体制〉  指揮：本部長（市長） 招集事務：総務課長	(1) 市の全域又は一部の地域に気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報が発表され、かつ重大な災害の発生するおそれがある場合 (2) 暴風、大雨その他異常な自然現象により、市の全域又は一部の地域に、重大な被害が発生した場合 (3) 大規模な火事、爆発その他これらに類する事故により、市の全域又は一部の地域に重大な被害が発生した場合 (4) 市の全域又は一部の地域に災害救助法の適用する災害が発生した場合	災害救助の実施に必要な災害対策本部要員は配置につく
第4配備 〈災害対策本部〉 〈非常体制〉  指揮：本部長（市長） 招集事務：総務課長	災害により市全域にわたる被害が発生し、又は局地的であっても被害が特に甚大な場合	全職員が配置につく



## 10 配備要員及び指名

- (1) 各対策部の配備要員を、市災害対策本部所掌事務及び配備要員の目安（資料編）に示す。  
ただし、この配備要員は災害の実情により、所属の対策部長において増減することができるものとする。
  - (2) 各班長は、災害対策要員のうちから配備の規模に応ずる配備要員をあらかじめ指名しておくものとする。
- ※各班長は、市災害対策本部所掌事務の「配備要員数の目安」に基づいて、毎年4月1日現在で災害対策配備要員名簿及び非常招集系統図を作成し、同月末日までに総務課長に提出するものとする。なお、配備要員に異動があった場合、その都度修正のうえ、総務課長に提出するものとする。

### 資料5-3 豊見城市災害対策本部所掌事務及び配備要員の目安

## 11 動員方法

- (1) 本部長（市長）は、気象警報等及び災害発生のおそれのある異常現象等の通報を受けた場合で大きな災害が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに本部会議を招集し、応急対策等に必要な事項を決定するものとする。
- (2) 本部会議の招集に関する事務は、総務総括班が行う。
- (3) 各対策部長は、対策要員の配備規模が決定されたときは、直ちに対策部内の班長をとおして配備要員に対し、その旨通知するものとする。
- (4) 通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。
- (5) 各対策部長は、あらかじめ部内の非常招集系統を確立しておくものとする。

## 12 自主参集基準

配備要員は、勤務時間外及び休日において、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、以後の推移に注意し、進んで所属長と連絡をとり、又は通信の途絶により連絡不能の場合は、自らの判断により、登庁するものとする。

また、全職員は、非常体制に対応する災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったときは、自ら登庁するものとする。

なお、参集途上においては可能な限り被害状況の把握に努め、参集後直ちに所属する班長に報告する。報告方法及び報告様式については、第2編 第2章 第4節8(1)に準ずるものとする。

### 資料5-6 風水害等自主参集フロー

## 13 参集対象外職員

市職員は、次の事由により参集することができない場合、所属長と連絡をとり、その承認を得るものとする。

- (1) 療養中、妊娠中の女子又は重症の負傷を負った場合
- (2) 親族に死亡者又は重症者の負傷者が発生した場合
- (3) 自宅周辺で被害が発生し、地域で災害対応を行わなければならない場合
- (4) 家族に高齢者、障がい者、乳幼児など市職員の介護や保護が必要な人がいる場合

## 14 市災害対策本部の解散

- (1) 市災害対策本部は、災害応急対策を一応終了し、又は災害発生のおそれなくなり、市災害対策本部による対策実施の必要がなくなったとき解散する。
- (2) 市災害対策本部を設置又は解散したときは、県、関係機関及び住民に対し、次により通知公表するものとする。
- (3) 上記(1)、(2)は市災害対策本部設置に至らない場合の体制の解散についても同様とする。

## 本部設置・解散における通知公表

担当	通知・公表先	通知・公表方法
総務総括班長	各部長	庁内放送、電話その他迅速な方法
〃	県	電話その他迅速な方法
〃	豊見城警察署	〃
秘書広報班長	報道機関	〃
〃	市民	報道機関を通じて及び広報車等による方法

## 第2節 台風災害応急対策計画

### 第1款 目的

本計画は、台風の常襲地帯となっている本県において、台風の接近及び接近のおそれがある場合の組織体制等を特別に掲げ、本市域の被害軽減を図ることを目的とする。

### 第2款 台風災害事前対策

#### 1 台風対策の啓発・広報等

台風被害を最小限に抑えるためには、事前の対策が重要な要素である。

台風が発生し、沖縄本島地方に影響を及ぼすまでには時間的猶予があり、その間に対策を講じられるよう住民に対して下記事項の啓発・広報等を継続して行う。

実施区分	担当部署
防災知識の広報	総務課、消防本部
暴風時等の危険場所に関する注意喚起	総務課、消防本部、道路課、農林水産課、上下水道部、教育委員会
避難所の設定及び利用に関すること	総務課、税務課、納税課、企画情報課、商工観光課
市民への協力事項（ゴミ収集日等）	生活環境課
気象情報に関すること	総務課、企画情報課

### 第3款 各課における事前対策

台風が沖縄本島地方に影響を与えると予想される場合は、次の各課等において台風の接近に備えて事前対策を講じるものとする。

#### (1) 総務部

総務課	情報収集及び台風対策等の必要な資材等の準備をする。
財政課	庁舎等の保全対策を講じる。

#### (2) 企画部

企画情報課	広報車、ホームページ等を活用し市民への災害に対する広報を行う。
-------	---------------------------------

#### (3) 市民健康部

市民課	閉庁となった場合の業務が円滑に行われるよう事前の調整を図る。
生活環境課	ごみの収集方法等の調整を行い、必要があれば広報を行う。

## (4) 福祉部

社会福祉課	所管する高齢者及び障がい者の独居世帯の巡視等の対策に当たる。
障がい・長寿課	
保育幼稚園課	事前に所管する施設などの暴風対策及び休園・休館の連絡調整等に当たる。

## (5) 都市計画部・経済建設部

都市計画課 公園緑地課 市街地整備課	ア 所管する事業箇所及び公園等の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。 イ 所管する工事現場等の巡視を行い、必要があれば建築資機材等の整理整頓などの指導を行う。 ウ 所管する市営住宅の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。
道路課	ア 所管する道路等の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。 イ 市域の地すべり危険箇所、土石流危険溪流、急傾斜地崩壊危険箇所の巡視を行う。
農林水産課	ア 所管する施設の暴風対策を講じる。 イ 農林水産の被害対策を関係機関と事前調整を行い、必要なときは、事前に対策を講じる。

## (6) 学校教育部

学校教育課	児童・生徒の臨時休校等の事前調整を行う。
学校施設課	ア 所管する学校施設の暴風対策を講じる。 イ 所管する工事現場等の巡視を行い、必要があれば建築資機材等の整理整頓などの指導を行う。

## (7) 生涯学習部

生涯学習振興課	所管する施設の暴風対策及び休館等の連絡調整を講じる。
文化課	所管する文化財等の暴風対策及び休館等の連絡調整を講じる。

## (8) 上下水道部

施設課	ア 所管する下水道施設等の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。 イ 所管する工事現場等の巡視を行い、必要があれば建築資機材等の整理整頓などの指導を行う。 ウ 所管する施設の暴風対策を講じる。
-----	---

## (9) 消防本部

消防署	ア 市域を巡視し、災害が予想される物件や看板などがあれば、所有者又は管理者に通報し、指導などを行う。 イ 市域の危険箇所（地すべり危険箇所、土石流危険溪流、急傾斜地崩壊危険箇所、危険物施設、高潮による危険が予想される区域等）の巡視を行い、必要があればその対策を講じる。また、台風対策等に必要な資機材の準備をする。
-----	---

## 第4款 災害対策準備体制

沖縄気象台から強風注意報が発表されるなど災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その災害の程度が災害警戒本部を設置するに至らないときは、総務対策部長（総務部長）の指揮による災害対策準備体制の初動体制をとるものとする。

## 第5款 暴風警報発表時の体制

### 1 災害警戒本部

沖縄本島地方に暴風警報が発表されたとき、又は発表されるおそれがあるときは、市役所庁舎内に副市長（副市長が不在又は連絡不能な場合は総務部長）を本部長、総務部長を副本部長とする災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、災害警戒体制をとるものとする。

また、台風が勤務時間外及び祝祭日に接近することが予想される場合には、事前に設置日時等の協議を行い、その決定事項を各部局の課長等へ指示し備えるものとする。

#### (1) 災害警戒本部長

災害警戒本部長（以下「警戒本部長」という。）は、本部長、副本部長及び市災害対策本部の各対策部長をもって組織する。

#### (2) 災害警戒本部での主な協議事項

災害警戒本部長（以下「警戒本部長」という。）は、警戒本部を設置したときは警戒本部長を直ちに参集し、速やかに警戒本部会議を開催する。警戒本部会議の報告・協議事項は、その都度災害の状況に応じて警戒本部長若しくは警戒本部長の提議によるが、おおむね次のとおりである。

また、警戒本部長以外で、警戒本部長が特に必要と認めるものについて警戒本部会議へ出席させることができるものとする。

### 災害警戒本部会議の主な報告・協議事項

開催場所	市役所3階庁議室
主な報告事項	ア 各部の配備体制に関すること イ 災害、被害状況に関すること
主な協議事項	ア 応急対策に関すること イ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・指示（緊急）に関すること ウ 警戒区域の指定に関すること エ 市災害対策本部の設置に関すること オ 災害警戒本部の解散に関すること カ 閉庁に関すること キ その他本部長（副市長）が必要と認めること

## (3) 災害警戒要員

災害警戒要員（以下「警戒要員」という。）は基本的には市災害警戒本部所掌事務及び配備要員の目安（台風時）（資料編）を目安とするが、災害状況により各対策部長が配備要員の増減を指示するものとする。

その際、各対策部長は出勤した配備要員の名簿（台風災害対策配備要員名簿）を作成し、総務対策部長に報告するものとする。

また、警戒要員等の指示されていない市職員は、緊急事態に備え自宅待機とする。

**資料5-4 市災害警戒本部所掌事務及び配備要員の目安（台風時）**

## (4) 警戒活動

災害警戒本部長は、配備した警戒要員をもって情報連絡、巡視等の警戒活動を行う。

また、消防対策部と密接に連携し、軽微な災害等が発生した場合は協力して応急措置を行う。

## (5) 避難の受入体制

市民からの避難等の要請があった場合は、市役所で受入れるものとする。その際、避難所支援班及び被害認定班が受入れ対応をする。

また、福祉対策部においては、避難行動要支援者の避難支援等を行う。

さらに大規模な避難等を要するときは、第2編 第2章 第8節「避難計画」に準じるものとする。

## (6) 災害警戒本部の解散

災害警戒本部長は、災害の危険が解消され警戒の必要がなくなったと認める場合は、災害警戒本部を解散し、被害状況、対策活動状況等を必要に応じて市長に報告するものとする。

また、警戒本部解散後、総務総括班長は速やかに各配備要員へその旨の連絡をする。

## (7) 庶務は、総務総括班において処理する。

**2 市災害対策本部**

市全域にわたって台風により甚大な被害が発生したとき、又は甚大な被害が発生するおそれがあるときは、市長を本部長とする市災害対策本部を設置する。

## (1) 市災害対策本部の設置

市災害対策本部の設置については、警戒本部員で協議し、市災害対策本部への移行が必要と認められる場合、市長に状況を説明し、市長は市災害対策本部の設置を決定する。

また、下記以外の事項については、第3編 第2章「災害応急対策計画（風水害等編）」によるものとする。

## (2) 市災害対策本部員

市災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、第3編 第2章 第1節「組織及び動員計画」のとおりとする。

## (3) 市災害対策本部での協議事項

市災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、市災害対策本部を設置したときは副本部長及び本部員を直ちに参集し、速やかに本部会議を開催する。本部会議の報告・協議事項は、おおむね次のとおりである。

また、本部員以外で、本部長（市長）が特に必要と認めるものについて本部会議へ出席させることができるものとする。

## 市災害対策本部会議の主な報告・協議事項

開催場所	市役所3階庁議室
主な報告事項	ア 各部の配備体制に関すること イ 災害、被害状況に関すること
主な協議事項	ア 応急対策に関すること イ 本部の配備体制（第3配備及び第4配備）の切替え及び解散に関すること ウ 関係機関への応援要請に関すること エ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・指示（緊急）に関すること オ 警戒区域の指定に関すること カ 災害救助法の適用に関すること キ 応急対策に要する予算及び資金に関すること ク 国、県への要請及び陳情に関すること ケ 閉庁に関すること コ その他災害対策の重要事項に関すること

## (4) 災害対策要員

市災害対策本部が設置された場合の災害対策要員（以下「配備要員」という。）については、第3編 第2章 第1節「組織及び動員計画」によるものとする。

その際、各対策部長は出勤した配備要員の名簿（台風災害対策配備要員名簿）を作成し、総務対策部長に報告するものとする。

## (5) 警戒活動

各対策部長は、配備した配備要員をもって情報連絡、巡視等の警戒活動を行う。

また、消防対策部と密接に連携し、軽微な災害等が発生した場合は協力して応急措置を行う。

## (6) 避難の受入体制

避難の受入体制は、上記1の(5)によるものとする。

## (7) 市災害対策本部の解散

本部長（市長）は、災害の危険が解消され警戒の必要がなくなると認める場合、又は応急対策活動を終了した場合は、市災害対策本部を解散するものとする。

なお、市災害対策本部解散後、総務総括班長は速やかに各配備要員へその旨の連絡をする。

## ※共通事項

○災害救助に関する情報及び緊急連絡があった場合は、消防対策部と総務総括班に速やかに報告するものとする。

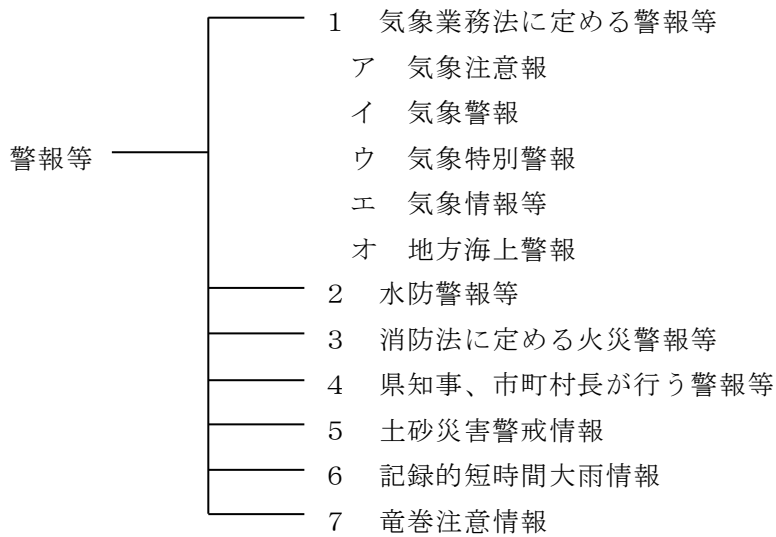
ただし、緊急性を要しやむを得ない場合は、事後報告しても差し支えないものとする。

○各課で主管して行われる行事・イベント等の対応については、基本的に担当部課等が判断して対応するものとする。

### 第3節 気象警報等の伝達計画

災害の発生あるいは拡大を未然に防御するため、気象特別警報・警報・注意報及び気象情報等を迅速かつ的確に伝達する措置等については、以下により実施する。

#### 1 警報等の種類及び発表基準



##### (1) 気象業務法に定める警報等

###### ア 気象注意報

気象によって災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。

###### イ 気象警報

気象によって重大な災害が起こるおそれがある旨を警告して行う予報。

###### ウ 気象特別警報

気象によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に、最大限の警戒を呼びかけて行う予報。



警報・注意報発表基準（豊見城市）

注意報	大雨	雨量基準	1時間雨量 40mm	
		土壌雨量指数基準	144	
	洪水	雨量基準	1時間雨量 40mm	
		流域雨量指数基準	饒波川流域 = 11	
		複合基準	—	
	強風	平均風速	陸上	15m/s
			海上	15m/s
	波浪	有義波高	2.5m	
	高潮	潮位	1.3m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
濃霧	視程	陸上	100m	
		海上	500m	
乾燥	最小湿度 50% で実効湿度 60%			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm	
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	1時間雨量 60mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準*1	206
	洪水	雨量基準	1時間雨量 60mm	
		流域雨量指数基準*2	饒波川流域 = 16	
		複合基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	25m/s
			海上	25m/s
波浪	有義波高	6.0m		
高潮	潮位	2.0m		

発表官署 沖縄気象台（平成26年10月9日現在）

（注）空欄は、現象による災害の発生が極めてまれであり、災害との関係が不明確なため、具体的な基準を定めていないことを示す。

波浪、高潮、大雨及び洪水の各注意報では、基準における「・・・以上」の「以上」を省略した。

乾燥及び濃霧の各注意報では、基準における「・・・以下」の「以下」を省略した。

\*1 土壌雨量指数：土壌中に溜まっている雨水の量を示す指数で、解析雨量、降水短時間予報を基に、5km四方の領域ごとに算出する。降雨による土砂災害発生危険性を示す指標として土砂災害警戒情報などの発表基準に使用する。

\*2 流域雨量指数：対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数で、解析雨量、降水短時間予報を基に、5km四方の領域ごとに算出する。降雨による洪水災害発生危険性を示す指標として洪水警報などの発表基準に使用する。

## エ 気象情報等

気象の予報等に関し特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報発表後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。気象情報の対象とする現象により、台風に関する情報、大雨に関する情報及び潮位に関する情報等がある。

なお、台風情報で使用される台風の大きさ等は次のとおりとする。

台風の大きさ（風速 15m/s 以上の半径）		台風の強さ（最大風速）	
大型	500km 以上 800km 未満	強い	33m/s 以上 44m/s 未満
超大型	800km 以上	非常に強い	44m/s 以上 54m/s 未満
		猛烈な	54m/s 以上

（注）：上表の基準以外の台風は単に「台風」と表現する。

## オ 地方海上警報

海上の船舶の安全確保を図るため、定められた海域（海上予報区）に対して強風や視程障害等の現象の実況及び予想（24 時間以内）がある場合、沖縄気象台が発表する。

## (7) 地方海上予報区の範囲と細分名称

- ・ 沖縄気象台担当地方海上予報区  
沖縄海域（SEA AROUND OKINAWA）
- ・ 細分名称  
沖縄東方海上（SEA EAST OF OKINAWA）  
東シナ海南部（SOUTHERN PART OF EAST CHINA SEA）  
沖縄南方海上（SEA SOUTH OF OKINAWA）

## (イ) 地方海上警報の種類と発表基準

地方海上警報の種類	発表基準
カイジ ヨウケイホウ 海上警報なし（英文 NO WARNING）	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合
カイジ ヨウノムケイホ 海上濃霧警報（英文 FOG WARNING）	濃霧により視程が 500m 以下（0.3 カリ以下）
カイジ ヨウカセケイホ 海上風警報（英文 WARNING）	最大風速が 13.9～17.2m/s （28 ノット以上 34 ノット未満）
カイジ ヨウキヨウフウケイホ 海上強風警報（英文 GALE WARNING）	最大風速が 17.2～24.5m/s （34 ノット以上 48 ノット未満）
カイジ ヨウホウフウケイホ 海上暴風警報（英文 STORM WARNING）	最大風速が 24.5～32.7m/s （48 ノット以上 64 ノット未満）
カイジ ヨウタイフウケイホ 海上台風警報（英文 TYPHOON WARNING）	最大風速が 32.7m/s 以上 （64 ノット以上）

(2) 水防警報等

ア 水防活動用気象警報等

水防活動に資するため水防機関に対して行われる水防活動用の警報・注意報は(1)のア・イ・ウに定める特別警報・警報・注意報が発表されたとき、これによって代替されるものとする。

水防活動用気象警報・注意報	代替警報・注意報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報（大津波警報の名称で発表）
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

イ 水防警報

水防警報とは、洪水波又は高潮によって災害が発生するおそれがある場合に国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定する河川、湖沼又は海岸について水防法に基づき発するものをいう。

ウ 氾濫警戒情報

市は、河川水位、氾濫警戒情報等を参考にしつつ、河川の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難勧告等を発令するものとする。また、市防災計画に、水位周知河川の浸水想定区域ごとに、住民、要配慮者利用施設の管理者等への氾濫警戒情報の伝達体制を規定しておく。

(3) 消防法に定める火災警報等

ア 火災警報

市長は、消防法の規定により、知事から市域を対象として、火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認めた次のときにこれを発することができる。

消防法の規定により知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象が次の状況又はその他の理由により火災予防上危険であると認められたとき。

(7) 実効湿度 60 パーセント以下、相対湿度 40 パーセント以下で最大風速毎秒 7メートル以上となる見込みのとき。

(イ) 平均風速毎秒 10メートル以上の風が連続して1時間以上に及ぶ見込みのとき。

※消防法及び豊見城市火災予防条例の施行に関する規則第6条の規定に基づく。

イ 火災気象通報

県と沖縄气象台との「沖縄地方における火災気象通報に関する協定」に基づき、気象官署がそれぞれ担当区域に発表する「火災予防に関する気象通報」をもって火災気象通報にかえる。

## (4) 県知事、市町村長が行う警報等

知事は、気象台その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について関係機関に対し必要な通知又は要請を行うものとする。

また、市長は、災害に関する予報又は警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報又は警報を知ったとき、若しくは自ら災害に関する警報をしたときは、市防災計画の定めるところにより当該予報、警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他の関係ある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において必要があると認めるときは、市長は、住民その他の関係のある公私の団体に対し予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等について必要な通知又は警告を行うものとする。

## (5) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、県と気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に大雨になる土砂災害発生の危険度が高まったときは、市長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村毎に土砂災害警戒情報を発表する。

土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

市長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等の状況や気象状況も合わせて総合的に判断し、避難勧告等を発令するものとする。

また、市防災計画において、土砂災害警戒区域・危険箇所ごとに、自治会・自主防災組織及び要配慮者利用施設の管理者等への土砂災害警戒情報の伝達について規定するものとする。

## (6) 記録的短時間大雨情報

気象台は、県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。

## (7) 竜巻注意情報

気象台は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、各気象台が受け持つ予報区単位で発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を予報単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

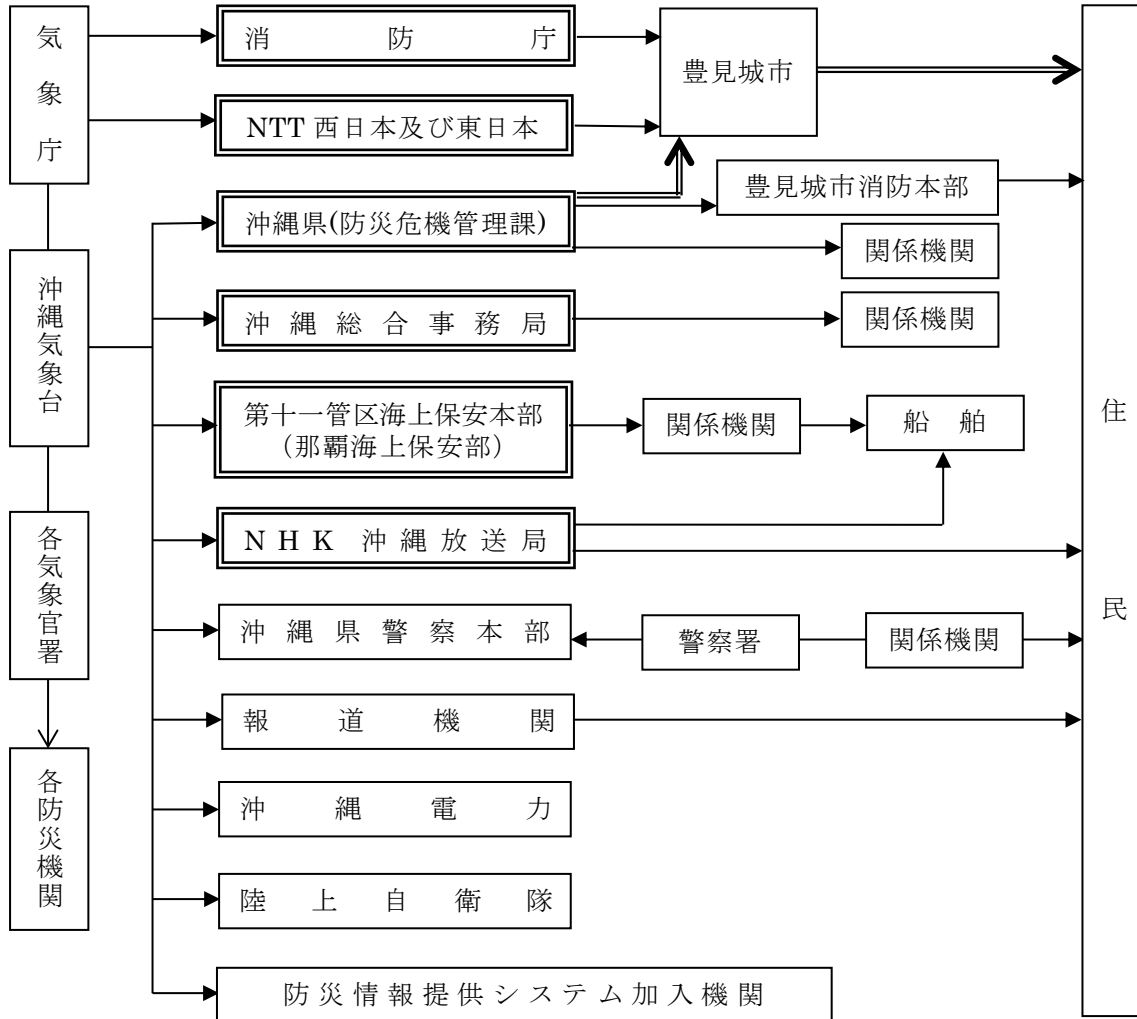
## 2 警報等の発表及び解除等の発表機関

警報等の発表及び解除は次の機関で行うものとする。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
大雨注意報 洪水 〃 強風 〃 波浪 〃 高潮 〃 濃霧 〃 雷 〃 乾燥 〃 霜 〃 低温 〃 大雨（土砂災害、浸水害）警報 洪水警報 暴風 〃 波浪 〃 高潮 〃 大雨特別警報 暴風 〃 波浪 〃 高潮 〃 記録的短時間大雨情報 竜巻注意情報	沖縄気象台	豊見城市
火災警報	豊見城市長	豊見城市
水防警報	県知事	指定した河川、湖沼又は海岸
土砂災害警戒情報	県及び沖縄気象台	豊見城市

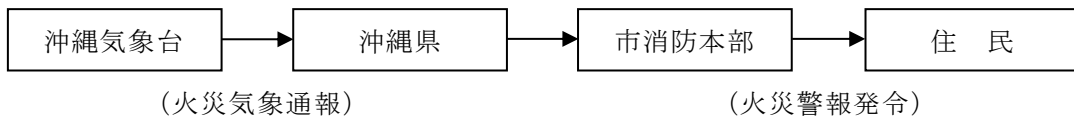
3 気象警報等の伝達

(1) 気象警報等の伝達図

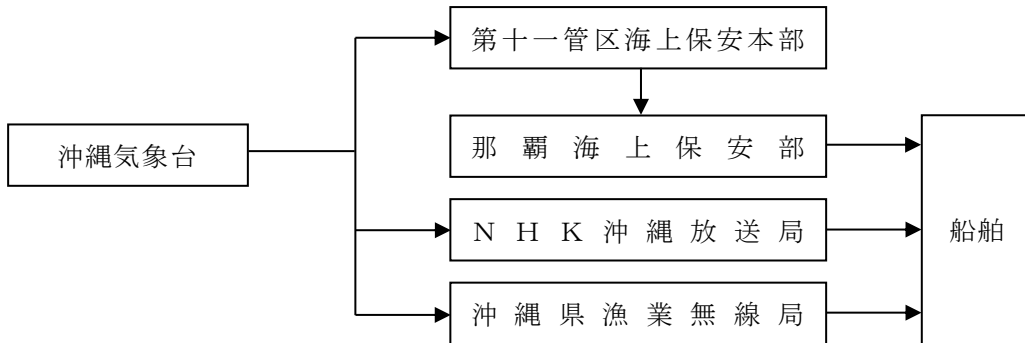


(注) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。  
 (注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

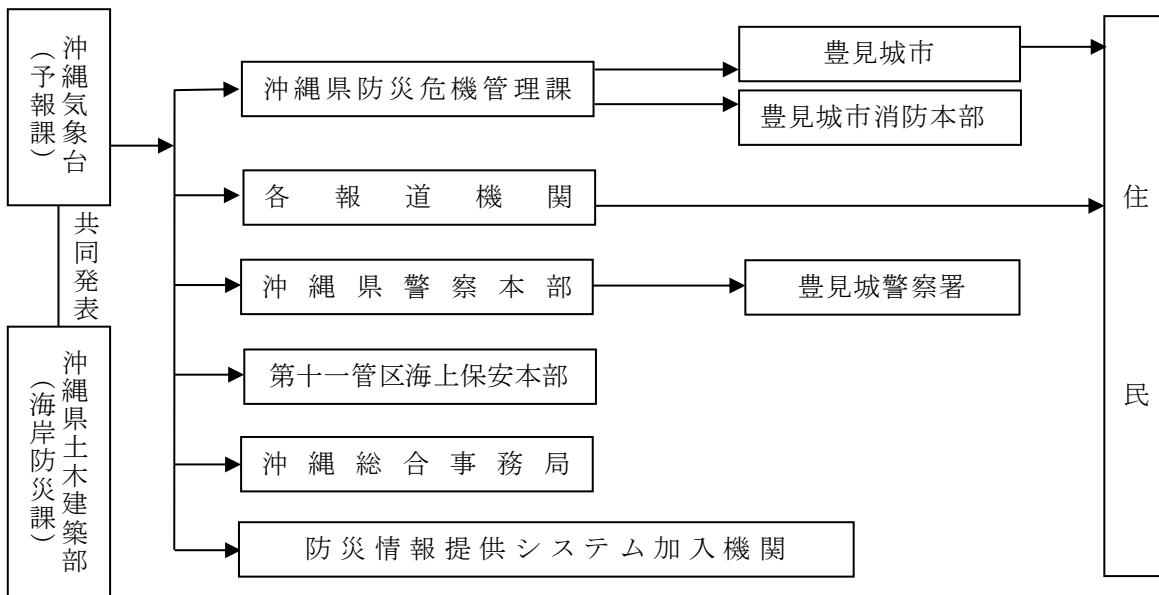
(2) 火災警報等の伝達系統図



(3) 地方海上警報等の伝達系統図



(4) 土砂災害警戒情報の伝達系統図



4 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置

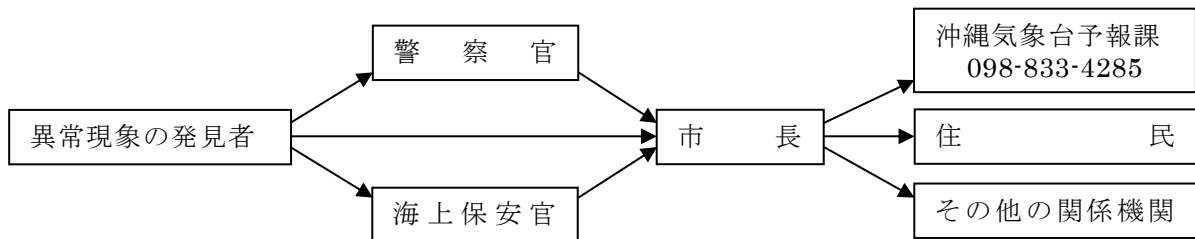
気象、水象あるいは地象に関し異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然にとどめるため、その発見場所、状況及び経過等できるだけ具体的な情報を、次により速やかに通報しなければならない。

(1) 通報を要する異常現象

異常現象とは、おおむね次に掲げる現象をいう。

事項	現象		
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	強い突風、竜巻、激しい雷雨等	
地象に関する事項	土砂災害 関係	土石流	山鳴りがする、川が濁り始める等
		がけ崩れ	がけに亀裂が入る、小石がバラバラ落ちてくる等
		地すべり	地面にひび割れができる等
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪	著しく異常な潮位、波浪	

(2) 異常現象発見者の通報系統図



(3) 異常現象発見時の通報要領

ア 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害の拡大を未然に防ぐため、その発見場所、状況、経過等をできるだけ具体的に市長、各担当区域の警察官又は海上保安官に通報する。

イ 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を市長に通報する。

ウ 通報を受けた市長は、異常発見者の通報系統図によりその旨を気象庁その他関係機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し、事態の把握に努める。



## 第4節 災害通信計画

---

気象警報等の伝達、災害情報等の収集、応急対策の指示及び伝達等災害時における通信は、第2編 第2章 第3節「災害通信計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第5節 災害状況等の収集・伝達計画

---

災害状況等の収集・報告は、第2編 第2章 第4節「災害状況等の収集・伝達計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

なお、市（消防本部）は、災害発生時の第1次情報の報告を以下のとおり行う。

- ア 火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国（総務省消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したもののうちから、適宜、報告するものとする。
- イ 市消防本部は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。
- ウ 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無に関わらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。
- エ 行方不明者が他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

## 第6節 災害広報計画

災害時における情報及び被害状況等の広報は、第2編 第2章 第5節「災害広報計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

なお、市における災害広報については、市防災計画の定めるところにより行うものとする。具体的には、段階に応じて以下のような広報を行う。

### ア 警戒段階（台風等が接近し、大雨や洪水が予想される時期）

- (ア) 用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置
- (イ) 台風・気象情報
- (ウ) 水位情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等）
- (エ) 警報
- (オ) 災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等）
- (カ) 被災状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等）
- (キ) 道路・交通状況（渋滞、通行規制等）
- (ク) 公共交通機関の運行状況
- (ケ) ライフラインの状況（利用規制・自粛呼び掛け、代替サービスの案内、二次災害防止措置等）

### イ 初動段階（暴風、浸水、土砂災害が予測される時期）

- (ア) 避難情報（避難勧告・指示とその理由、避難所等）

### ウ 応急段階（暴風、浸水、土砂災害等が収束した時期）

- (ア) ライフラインの状況（利用規制・自粛呼び掛け、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等）
- (イ) 医療機関の状況
- (ウ) 感染症対策活動の実施状況
- (エ) 食料、生活必需品の供給予定
- (オ) 災害相談窓口の設置状況
- (カ) その他住民や事業所のとるべき措置

---

## 第7節 自衛隊災害派遣要請計画

---

災害時における自衛隊の派遣要請は、第2編 第2章 第6節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

---

## 第8節 広域応援要請計画

---

大規模災害発生時において本県単独では十分な応急措置が実施できない場合の広域応援要請は、第2編 第2章 第7節「広域応援要請計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて行う。

## 第9節 避難計画

### 第1款 避難の原則

避難の原則は、第2編 第2章 第8節 第1款「避難の原則」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

### 第2款 風水害避難計画

大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、次のとおりとする。

なお、避難の勧告・指示（緊急）、避難誘導、避難者の収容等の事項は、第1款「避難の原則」によるものとする。

#### 1 実施責任者

風水害から避難するための避難準備・高齢者等避難開始、立退きの勧告、指示（緊急）及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、第2款 第2章 第8節 第1款1「実施責任者」のとおりとする。

#### 2 避難勧告・指示（緊急）等の発令

避難勧告・指示（緊急）等の運用については、第2編 第2章 第8節 第1款2「避難勧告等の運用」のとおりとする。

市は、市風水害避難計画の定めにより、次の点に留意して、浸水想定区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民及び要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難勧告・指示（緊急）等の発令に当たる。

なお、周囲の状況等により避難することがかえって危険を伴う場合等は、災害対策基本法第60条に基づき、居住者等に対して屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

- (1) 全国瞬時警報システム（J－ALERT）及び災害情報共有システム（Lアラート）等により伝達を受けた大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報、はん濫警戒情報等を地域衛星通信ネットワーク及び市防災行政無線等により住民等への伝達に努める。
- (2) 避難勧告等の判断は、水防法の浸水想定区域については基準水位を、土砂災害警戒区域については土砂災害警戒情報を参考とする。また、地域の雨量・水位、上流域の雨量、河口部の潮位、气象台や河川管理者、砂防関係者の助言、現場の巡視報告及び通報等も参考にして、総合的かつ迅速に行う。
- (3) 市は必要に応じて、避難勧告等の対象地域、判断時期等について、県、气象台、沖縄総合事務局開発建設部へ助言を求めるものとする。

## 避難勧告等の意味合いと判断の目安

	発令時の状況	住民に求める行動	判断基準
避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> <li>前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>人的被害の発生した状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了</li> <li>未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【災害共通】</li> <li>切迫した災害の前兆があるとき</li> <li>【浸水想定区域】</li> <li>氾濫危険水位を超えるとき</li> </ul>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【災害共通】</li> <li>災害の前兆がある場合</li> <li>【浸水想定区域】</li> <li>避難判断水位を超えるとき</li> <li>【土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等】</li> <li>土砂災害警戒情報が発表されたとき</li> </ul>
避難準備 ・ 高齢者等 避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）</li> <li>上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【浸水想定区域】</li> <li>氾濫注意水位を超えるとき</li> </ul>

- (4) 警報、避難勧告等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客、漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、市防災行政無線、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- (5) 避難情報の伝達に当たっては、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、住民等の積極的な避難を喚起するように努める。

### 3 避難場所

避難先は、市風水害避難計画で定められた、浸水想定区域や土砂災害警戒区域・危険箇所以外の安全な場所とする。

#### 4 避難誘導

##### (1) 住民等の避難誘導

市風水害避難計画で定められた方法による。

避難誘導に当たっては、消防職員、消防団員、警察官及び市町村職員など、避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提として、要配慮者、観光客、居住外国人を含む避難対象区域内の全ての者を対象とする。また、予想される氾濫到達時間や交通規制を考慮するものとする。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

#### 5 避難所の開設・収容保護

浸水や土砂災害等で住家を失った被災者は、避難所に収容する。避難所開設以降の対策は、上記第1款「避難の原則」のとおりとする。

## 第10節 観光客等対策計画

---

災害時における観光客等の対策は、第2編 第2章 第9節「観光客等対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第11節 要配慮者対策計画

---

災害時における災害時要援護対策は、第2編 第2章 第10節「要配慮者対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第12節 水防計画

この計画は、水防法及び災害対策基本法の主旨に基づき、本市の地域における河川等の洪水の水害から市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とするものである。

なお、水防計画の策定に当たっては、災害時における水防活動従事者の安全確保に配慮するとともに、必要に応じて河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報提供等、水防と河川管理の連携強化に努めるものとする。

### 1 実施責任者

この計画による実施は、市長が行う。

### 2 水防責任

#### (1) 水防管理団体（市）の責任（水防法第3条）

市は、この計画に基づき、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

#### (2) 居住者等の水防義務（水防法第24条）

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

#### (3) 災害補償（水防法45条）

上記(2)において水防に従事した者が水防に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障がいとなったときは、水防管理団体は、政令で定める基準に従い、組合規約で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

### 3 水防対策組織と機構

#### (1) 水防対策本部の設置

水防に関係のある気象の情報、予報又は警報等により洪水、大雨、津波及び高潮の発生のおそれのある気象警報等を受けたとき、又は市長が必要と認めたときからその危険が解消するまでの間、水害対策本部を設置する。

水防対策本部は、災害対策基本法第23条に基づく市災害対策本部として位置づけ、市災害対策本部の一環として水防業務を処理する。

また、水防対策本部が設置されるまでの水防体制は、第2編 第2章 第1節「組織及び動員計画」の災害対策準備体制及び災害警戒体制に準じて対応するものとする。

#### (2) 水防対策本部に水防対策本部連絡会議を置く。水防対策本部連絡会議の組織、報告及び協議すべき事項は、第2編 第2章 第1節「組織及び動員計画」の本部会議に準じて対応するものとする。



#### 4 水害対策巡視

市は、県からの通報又はその他の方法により気象警報等を知ったときは、危険が解消するまで絶えず河川、海岸堤防等を巡視しなければならない。

また、必要に応じて土のう積みなど迅速な水防活動を実施するものとする。

##### (1) 河川の巡視

河川及び海岸堤防等の水位を逐次報告し、それぞれの管理者と情報交換に努めるものとする。県指定水位周知河川である国場川の水位観測所の位置と各水位は次のとおりである。

また、県河川情報システムにより、国場川、饒波川及び長堂川の水位を監視することができる。

水位周知河川 国場川の水位観測所の位置と水位

水系名	河川名	観測所	氾濫危険水位	護岸天端高水位
国場川	国場川	南風原町兼城	4.4m	4.9m

##### (2) 土砂災害警戒区域等の巡視

土砂災害警戒情報が発表された場合、土砂災害警戒区域等の情報収集及び巡視を行い、土砂災害の兆候があった場合は、直ちに関係対策部に通報するものとする。

##### (3) 潮位の巡視

海岸、漁港等の潮位の変動を絶えず巡視し、危険潮位（平均潮位より2m以上）に達したときは、直ちに関係対策部に通報するものとする。

#### 5 避難のための立退き

洪水、津波又は高潮等により著しい危険があると認めるときは、市災害対策本部（市水防本部）は、水防法第29条に基づき、第2編 第2章 第8節「避難計画」に基づいて実施する。

また、立退きの指示（緊急）をする場合は、豊見城署長にその旨を通知しなければならない。

---

## 第13節 消防計画

---

災害時における消防活動は、第2編 第2章 第12節「消防計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

---

## 第14節 救出計画

---

災害時における救出活動は、第2編 第2章 第13節「救出計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

---

## 第15節 医療救護計画

---

災害時における医療救護は、第2編 第2章 第14節「医療救護計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

---

## 第16節 交通輸送計画

---

災害時における交通の確保並びに罹災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送は、第2編 第2章 第15節「交通輸送計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

---

## 第17節 治安警備計画

---

災害時における住民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を図るための治安警備活動は、第2編 第2章 第16節「治安警備計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

---

## 第18節 災害救助法適用計画

---

災害救助法に基づく被災者の救助は、第2編 第2章 第17節「災害救助法適用計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

---

## 第19節 給水計画

---

災害のため飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給は、第2編 第2章 第18節「給水計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

---

## 第20節 食料供給計画

---

災害時における被災者及び災害応急対策要員に対する食料の供給は、第2編 第2章 第19節「食料供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

---

## 第21節 生活必需品供給計画

---

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、第2編 第2章 第20節「生活必需品供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第22節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

---

災害時における被災地の感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画は、第2編 第2章 第21節「感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第23節 行方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬計画

---

災害により死亡したと推定される者の搜索、遺体の処理及び埋葬は、第2編 第2章 第22節「行方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第24節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画

---

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、材木等の障害物の除去及び災害廃棄物処理は、第2編 第2章 第23節「障害物の除去・震災廃棄物処理計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

なお、水害廃棄物については、国の「災害廃棄物対策指針（平成26年3月）」に基づいて、円滑に処理するものとする。

---

## 第25節 住宅応急対策計画

---

住宅の応急修理、応急仮設住宅の確保等は、第2編 第2章 第24節「住宅応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

---

## 第26節 二次災害の防止計画

---

住宅等の応急危険度判定、土砂災害や高潮等の二次災害防止対策は、第2編 第2章 第25節「二次災害の防止計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

---

## 第27節 教育対策計画

---

災害時における応急教育対策は、第2編 第2章 第26節「教育対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

---

## 第28節 危険物等災害応急対策計画

---

危険物等による災害については、第2編 第2章 第27節「危険物等災害応急対策計画」に定める対策を風水害や大規模事故等の特性を踏まえて、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。

## 第29節 海上災害応急対策計画

この計画は、災害対策基本法に定める災害、陸上の危険物貯蔵施設若しくは船舶からの大量の石油類等の危険物の海域への流出、海上火災その他の海上災害の発生が予想され、又はこれらが発生した場所において、関係機関が、緊密な連帯を保ち、相互協力体制のもとに、人命及び財産保護、海上交通安全の確保、流出油等の防除、危険物の特性に応じた消火等の措置を講じ、人に及ぼす被害の局限及び拡大防止を図るためのものである。

### 1 連絡調整本部の設置

防除活動を円滑かつ効果的に推進するため、第十一管区海上保安本部に連絡調整本部（以下「調整本部」という。）を設定し、市災害対策本部及び防災関係機関は緊密な連絡を保ちながら災害対策を遂行する。

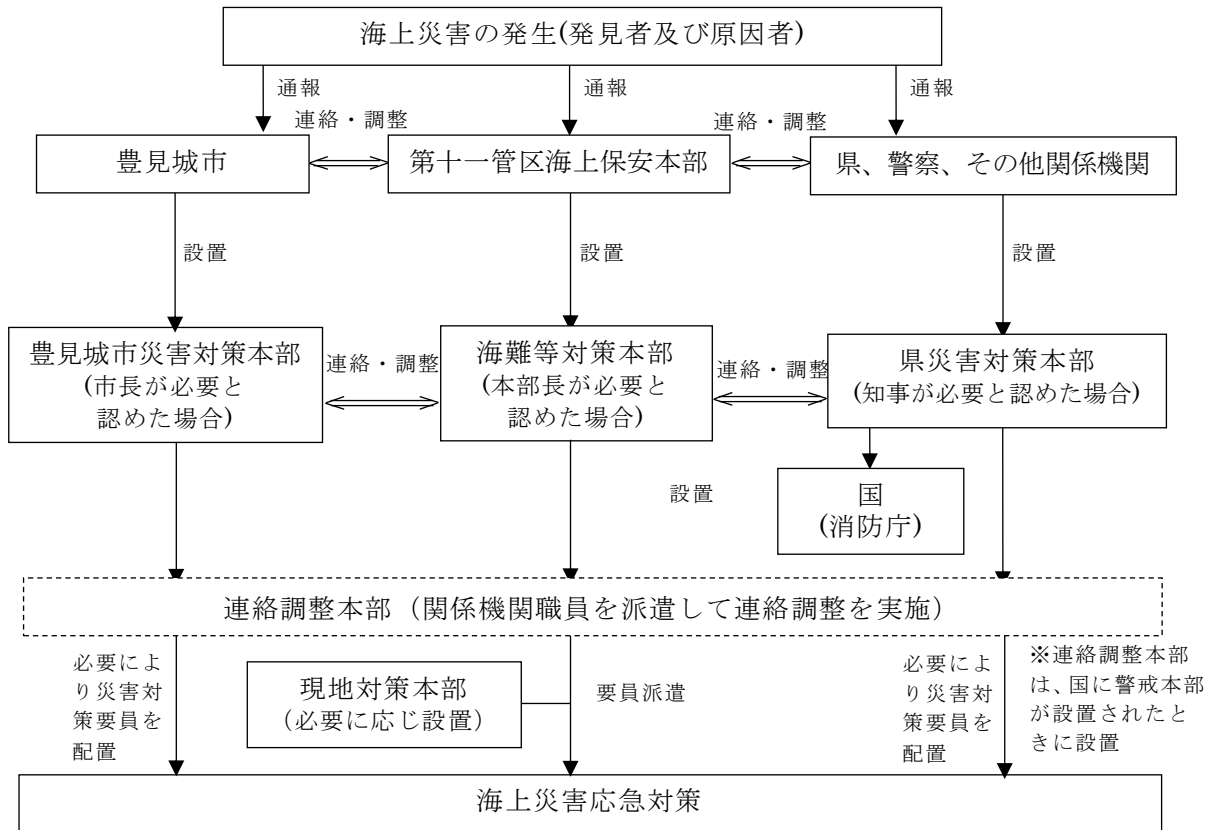
関係機関は調整本部に防災責任者を派遣し、災害対策の調整を図るものとする。

なお、調整本部の設置時期については、第十一管区海上保安本部に大規模海難対策本部が設置されたときとする。

### 2 実施機関

- (1) 第十一管区海上保安本部
- (2) 沖縄総合事務局
- (3) 沖縄气象台
- (4) 陸上自衛隊第15旅団
- (5) 海上自衛隊沖縄基地隊
- (6) 沖縄県
- (7) 沖縄県警察本部
- (8) 豊見城警察署
- (9) 関係市町村、消防署
- (10) 日本赤十字社沖縄県支部
- (11) 事故関係企業等
- (12) 指定海上防災機関
- (13) その他関係機関及び団体

3 海上災害発生時の通報系統



4 市の実施する事項

(1) 防止対策

- ア 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報
- イ 沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置
- ウ 沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油等の防除措置の実施
- エ 死傷病者の救出、援護（搬送、収容）
- オ 沿岸及び地先海面の警戒
- カ 沿岸住民に対する避難の指示（緊急）及び勧告
- キ 消火作業及び延焼防止作業
- ク その他海上保安官等の行う応援対策への協力
- ケ 防除資機材及び消火資機材の整備
- コ 事故貯油施設事故貯油施設の所有者等に対する海上への石油等流出防止措置の指導
- サ 漂流出油等防除に要した経費及び損失補償要求などの資材作成並びに関係者の指導

(2) 災害時の対応

市は、船舶及び臨海施設等の火災に対する消防活動、人命等の救護について、第十一管区海上保安本部と協力して実施する。

また、第十一管区海上保安本部に協力し、密接な連携をとりながら流出危険物の防除について応急措置を講ずる。

## (3) 流出油汚染事故対策

対策別	実施案内
油防除	油汚染事故等に際して、海上保安庁長官（那覇海上保安部長）から「排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の除去、その他の海洋汚染を防止するため必要な措置」の要請があった場合は、市が中心となって関係機関、協力団体及びボランティア等に協力を求めて対応する。
漂着油除去	<p>ア 漂着油の除去作業を原因者等の防除活動のみでは十分な対応ができない場合、市が中心となって関係機関、協力団体及びボランティア等に協力を求めて対応するものとし、原因者不明の漂着油に関しても同様とする。</p> <p>イ 応急対策用資機材については、市で確保するほか、不足するものについては協力者に持参するよう求めるとともに、国や県と密接に連携し、適切な技術指導協力を求め、迅速な除去に努めるものとする。</p>

## (4) 危険物の漂着物等対策

危険物の漂着物、漂流物については、市と関係防災機関・港湾管理者及び漁業管理者との連絡を密にし、所有者が明確な場合はその所有者に直ちに除去させ、所有者が不明な場合は、関係防災機関・港湾管理者又は漁港管理者がこれを除去するものとするが、直ちに除去できない場合には、標識を設置し、船舶運航の安全を図るものとする。市はこれら関係機関への情報提供等について協力する。

## (5) 災害復旧・復興対策

区分	実施内容
海洋環境の汚染防止	がれき等の処理に当たっては、海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のため適切な措置を講ずるものとする。



---

## 第30節 在港船舶対策計画

---

災害時の在港船舶の安全確保は、第2編 第2章 第28節「在港船舶対策計画」に定める対策を基本に、高潮や海上警報等の状況を踏まえて実施する。

---

## 第31節 労務供給計画

---

災害時における労務者及び市職員等の確保は、第2編 第2章 第29節「労務供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

---

## 第32節 民間団体の活用計画

---

災害時における民間団体（青年団体、女性団体）の編成及び活動は、第2編 第2章 第30節「民間団体の活用計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

---

## 第33節 ボランティア受入計画

---

災害ボランティアの募集、受入れ等は、第2編 第2章 第31節「ボランティア受入計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

---

## 第34節 公共土木施設応急対策計画

---

災害時における道路及び港湾・漁港施設の応急対策は、第2編 第2章 第32節「公共土木施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第35節 航空機事故災害応急対策計画

この計画は、市及び市周辺での航空機事故を対象とし、速やかな救助・応援等の対策活動を実施することにより、災害を最小限にとどめることを目的とする。特に、那覇空港及び自衛隊基地が隣接する市として、航空事故が発生した場合に備え、以下にその対策を示す。

### 1 空港及び空港周辺区域での事故

那覇空港及びその周辺における航空機事故、火災その他の災害（以下「緊急事態」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の空港災害対策は、次により実施する。

#### (1) 那覇空港事故処理要領

##### ア 航空機事故（空港内）

国土交通省大阪航空局那覇空港事務所策定の「那覇空港緊急計画の総則、〔附属書Ⅰ－1 航空機事故（空港内）〕及び〔付属書Ⅰ－2 航空機事故（空港内）実施細目〕」による。

##### イ 航空機事故（空港周辺）

国土交通省大阪航空局那覇空港事務所策定の「那覇空港緊急計画の総則、〔附属書Ⅱ－1 航空機事故（空港周辺）〕及び〔付属書Ⅱ－2 航空機事故（空港周辺）実施細目〕」による。

※空港周辺とは、空港の標点からおおむね半径9km円内の陸上又は海上の範囲で、空港内（空港に隣接した場所を含む）を除く空港に隣接しない場所をいう。（国土交通省大阪航空局那覇空港事務所策定の「那覇空港緊急計画〔附属書Ⅱ－1 航空機事故（空港周辺）〕第2用語」の定義より）

### 2 空港及び空港周辺区域以外での事故

市域において墜落事故等が発生した場合には、県、市及び防災関係機関は、空港管理者等と連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

#### (1) 市の役割

ア 航空事故の発生を知ったときは、事故の状況及び被害の規模等を収集し、把握した範囲から直ちに県及び防災関係機関に連絡する。

イ 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、消火救難活動を実施する。

ウ 死傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣して応急措置を実施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、負傷者の収容所及び死体収容所の設置又は手配を行う。

エ 災害の規模が大きく市で対応できない場合は、応援協定に基づき他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて県に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

資料15 豊見城市災害時協定一覧

### 3 自衛隊及び米軍の航空機事故が発生した場合

航空事故が発生した場合には、自衛隊及び米軍の航空機事故連絡協議会（関係機関）が定める「米軍及び自衛隊の航空機事故にかかる緊急措置要領」（以下「緊急措置要領」という。）により、主務機関によって、負傷者の救援、現場対策、財産被災者救援が実施されるため、市は主務機関への援助協力機関としての役割を担う。（次表参照）

(1) 自衛隊機事故被害者救急救助等任務分担区分表

任務内容		機関	県	市	警察	消防	海保	防衛局	自衛隊
捜索活動	搭乗員、乗客、被害者等の捜索			○	◎	○	◎		○
消防救助活動	負傷者応急手当		○	○	○	◎	◎	○	○
	負傷者救助活動 (救急班編成を含む)		○	○	○	◎	◎		○
	救急病院の引受確認		○	○	○	◎		○	○
	より適切な病院への移送		○	○		○			◎
	消防活動		○	○	○	◎	◎	○	○
現場対策	現場の交通整理		○	○	◎	○	◎		○
	財産保護又は警備		○	○	◎	○	◎		○
	現場保存				◎	○	◎		○
	現場連絡所の設置		○	○	○	○	○	○	◎
その他	住居被害者への仮住居あっせん提供		○	○				○	◎
	住居被害者への生活必需品支給		○	○				○	◎
	市民に対する広報		○	◎					

(注1) ◎印は主務機関を示す。

(注2) ○印は主務機関への援助協力機関を示す。

(注3) 海上保安本部の欄は、海上において航空機事故が発生した場合を示す。

(2) 米軍機事故被害者救急救助等任務分担区分表

任務内容		機関						
		県	市	警察	消防	海保	防衛局	自衛隊
搜索活動	搭乗員、乗客、被害者等の搜索		○	◎	○	◎	○	○
消防救助活動	負傷者応急手当	○	○	○	◎	◎	○	○
	負傷者救助活動（救急班編成を含む）	○	○	○	◎	◎	○	○
	救急病院の引受確認	○	○	○	◎		○	
	より適切な病院への移送	○	○		○		◎	○
	消防活動	○	○	○	◎	◎	○	○
現場対策	現場の交通整理	○	○	◎	○	◎		
	財産保護又は警備	○	○	◎	○	◎	○	
	現場保存			◎	○	◎	○	
	現場連絡所の設置	○	○	○	○	○	◎	
その他	住居被害者への仮住居あっせん提供	○	○				◎	
	住居被害者への生活必需品支給	○	○				◎	
	市民に対する広報	○	◎					

(注1) ◎印は主務機関を示す。

(注2) ○印は主務機関への援助協力機関を示す。

(注3) 海上保安本部の欄は、海上において航空機事故が発生した場合を示す。

(注4) 航空機事故等発生の場合の米軍の緊急活動については、在日米軍司令部と防衛省との間の緊急救助体制に関する合意に基づいて行われるものとする。

### 3 緊急措置要領

#### (1) 緊急通報の内容等

連絡責任者は、航空事故を知ったときは、直ちに関係機関に通報するものとする。

次に掲げる事項について判明の都度行うものとする。

- ア 事故の種類（墜落、不時着、器物落下等）
- イ 事故発生の日時、場所
- ウ 事故機の種別、乗員数、積載燃料量の種類、量及び爆発物若しくは危険物積載の有無
- エ 事故現場の状況
- オ 被害の状況
- カ その他必要事項

## (2) 現地連絡所の設置

ア 航空機事故等が発生した場合、関係機関が事故の規模、態様により「現地連絡所等」を設置したときは、相互に緊密な連絡に努める。

イ 米軍機事故の場合は沖縄防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が設置する現地連絡所が、事故に関する情報交換及び被災者救援に関する連絡等の円滑化に努める。

この場合において、他の関係機関は可能な限りこれに協力する。

## 【米軍及び自衛隊の航空機事故連絡協議会関係機関】

区分	関係機関
県	沖縄県
市町村	名護市 うるま市 沖縄市 宜野湾市 浦添市 那覇市 糸満市 <b>豊見城市</b> 南城市 金武町 嘉手納町 北谷町 西原町 与那原町 八重瀬町 南風原町 与那国町 久米島町 国頭村 東村 宜野座村 恩納村 読谷村 北中城村 中城村 伊平屋村 渡名喜村 伊江村 渡嘉敷村 座間味村 北大東村
消防	国頭地区消防組合消防本部 名護市消防本部 金武地区消防衛生組合消防本部 うるま市消防本部 沖縄市消防本部 ニライ消防本部 中城北中城消防組合消防本部 宜野湾市消防本部 浦添市消防本部 那覇市消防本部 <b>豊見城市消防本部</b> 糸満市消防本部 東部消防組合消防本部 島尻消防清掃組合消防本部
警察	県警察本部
海上保安本部	第十一管区海上保安本部
米軍	第18航空団 在沖米海兵隊 在沖米艦隊活動司令部
自衛隊	陸上自衛隊第15旅団 海上自衛隊第5航空群 航空自衛隊第83航空隊
内閣官房	沖縄危機管理官
防衛省	沖縄防衛局

## 4 応急対策活動組織体制

## (1) 市災害対策本部の設置

市域及び市周辺への航空機の墜落及び市域へ航空機からの落下物による事故等の第一報が市に入った時点で、市災害対策本部を設置し配備体制について検討する。

市周辺への航空機からの落下物による事故等であって、市域に直接の被害がない事故等については、総務総括班（防災危機管理班）により情報収集活動をする。

## 5 市災害対策本部応急対策活動

### (1) 対応活動

ア 市職員を沖縄防衛局又は米軍及び自衛隊の航空機事故にかかる緊急措置要綱による現場連絡所に派遣して情報収集に当たる。また、必要に応じて、豊見城警察署、市消防本部にも市職員を派遣して情報収集に当たる。

### イ その他の活動

(ア) マスコミ対応

(イ) 現地確認と可能な限りの写真撮影

(ウ) 県との緊密な連絡

(エ) テレビ報道の録画及び新聞等の切り抜きなど、事故等に関する記録

ウ 市周辺に航空機からの落下物による事故等があった場合、次の対応活動を実施する。

(ア) 航空事故等対応班による、関係機関からの情報収集

### (2) 市民対応活動

ア 必要に応じ、住民に対する広報活動を実施する。

イ 市域に航空機が墜落した場合には、必要に応じ災害現場から安全な距離を置いた場所に速やかに航空機等事故等の避難所を開設する。

ウ 被害の拡大により市内の航空機等事故等の避難所だけでは対応できない場合には、近隣市町村に住民の一時避難のための施設の提供を求める。

エ 市は、住民に対する避難勧告等を発令した場合には、第3編 第2章 第9節「避難計画」に準じて、住民の避難誘導に当たる。

### (3) ライフライン関係機関との連絡

ライフライン関係の各機関と災害の状況、復旧の状況等相互に密接な情報連絡を取り、住民生活の早期の復興に努める。

### (4) 消防団活動

航空機の墜落により市域に火災等が発生した場合には、消火救助活動に当たるとともに市消防本部の後方支援に当たる。

---

## 第36節 ライフライン等施設応急対策計画

---

災害時の電力、ガス、上下水道、通信等の施設の応急対策は、第2編 第2章 第33節「ライフライン等施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

---

## 第37節 農林水産物応急対策計画

---

災害時における農産物、林産物、水産物及び家畜の応急対策は、第2編 第2章 第34節「農林水産物応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第38節 道路事故災害応急対策計画

### (1) 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア 多重衝突や道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は速やかに関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ 市は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。

### (2) 応急活動及び活動体制の確立

ア 道路管理者は、発災後速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。

イ 市は、第3編 第2章 第1節「組織及び動員」の定めるところにより、発生後速やかに必要な体制を取る。

### (3) 救助・応急、医療及び消火活動

ア 道路管理者は市町村等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。

イ 県及び市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

ウ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、県及び市は必要に応じ民間からの協力等により必要な資材を確保して、効率的な活動を行う。

### (4) 道路、橋りょう等の応急措置

ア 道路管理者は、道路・橋りょう・トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的に、その被害状況に応じて、排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去作業及び仮橋の設置等の応急工事により、一応の交通の確保を図る。

イ 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所有する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。

ウ 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

### (5) その他

#### ア 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため複製を別途保存するよう努める。

#### イ 再発防止対策

道路管理者は原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。



## 第39節 林野火災対策計画

林野火災が発生した場合、広範囲の林野の焼失防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

- (1) 林野火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行う。
- (3) 火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県を通じて、速やかに空中消火用ヘリコプターの出動を要請するとともに、水利等の確保を行う。
- (4) 火災の規模が大きく市で対応できないときは、「沖縄県消防相互応援協定」に基づき、近隣市町村等に応援を要請する。

### 資料15 豊見城市災害時協定一覧

- (5) 火災の規模、被害状況等から自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離発着場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。
- (6) 負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で医療救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。
- (7) 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

## 第40節 その他災害応急対策に必要な事項

災害時におけるその他災害応急対策に必要な事項については、以下によるものとする。

### 1 証票

- (1) 市本部に従事する者  
市本部に従事する者は、必要に応じてビブス（※）を着用し、身分証明書を携行する。  
※ビブス：着衣の上に着るベスト状のもの

### 2 市本部の看板

災害対策業務に使用する拠点施設には、必要に応じて看板を掲示する。

## 第3章 災害復旧・復興計画（風水害等編）

### 第1節 公共施設災害復旧計画

---

公共施設の災害復旧対策は、第2編 第3章 第1節「公共施設災害復旧計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

### 第2節 被災者生活への支援計画

---

被災者の災害相談、住宅復旧、融資、見舞金等の支給、税の減免、職業あっせん等は、第2編 第3章 第2節「被災者生活への支援計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

### 第3節 農漁業及び中小企業者等への支援計画

---

災害時の被災農林漁業者、被災中小企業者に対する融資対策は、第2編 第3章 第3節「農漁業及び中小企業者等への支援計画」に定める対策のほか、風水害等の被害特性を踏まえるものとする。

特に、台風被害では、さとうきび、葉タバコ等の農作物被害が顕著になりやすいことを踏まえて復旧を促進するものとする。

### 第4節 復興の基本方針等

---

復興計画やまちづくりは、第2編 第3章 第4節「復興の基本方針」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。